

質疑という形で特別の委員会を開けたことに関しまして、委員長も心から感謝を申し上げたいと思っております。

私ども、アメリカから本が訳されてこの日本に入ってきたと同じくして大きな関心を持たせていただきました。「アワー・ストールン・フューチャー」という本でございます。その後も新聞や雑誌でたびたび取り上げられておりまして、この関心は当然のことながら国会にとどまることがあります。

私は、たまたま子供が二歳なものですから、私の家内が子供の友達のお母さんと話すときにも、一般のお母さん方が非常に関心を寄せている、その関心を持つ情報というのが非常に断片的である。ある意味では非常に国民を脅かすような、あるいは不必要な脅威を与えるような情報がある。しかしながら、私が感ずるには、その大部分が、ここまで危ないものが何でこの世の中に存在して、みんなが黙っているのかということだと思います。

私も関心がありますので、いろんな本を読ませていただきました。例えば、一つの化学物質が生物にこんな影響を与えてますよ、こんな情報があります。それを聞いたときには、ではこの物質を特定してこれをすぐさま規制すればいいんじゃないかというふうに考えました。そして、委員会でのさまざまな議論でも、そのような対決の委員会になるのかなと思っておりましたが、いろいろと私も勉強を重ねるにつれて、この物質が非常にわかりにくいものであり、特に国内では研究がまだ不十分であり、どの物質がどのように特に人体に影響を与えるのかということがまだわかつていないということがわかったのであります。そして、環境庁の方でもさまざまな対策をまとめ、あるいは今度の補正予算の中にもさまざまな対策が組み入れられております。

「環境ホルモン」の問題が非常に難しい問題であることは、そして環境庁も運営からもされませんけれども対策を講じているという前提で御質問をさせていただきたいたいと思っております。私も自分なりにこの問題にどういふうに対処していくのかというふうに考えたんだけれども、まず一つは研究をするということだと思いまして日本という国は環境ホルモンの研究といふ分野では当然発展したと言わざるを得ません。しかしながら、我が國の科学技術の発展あるいは医療技術、さまざまなものも開拓すれば、そのおくれもうまくやれば取り戻せるのではないか。その方法論に尽きると思うのであります。しっかりと調査をして、どのような物質が我が国に存在しているのか。そして、その物質がどのように人体に影響を与えるのか。その影響を与えるなくするはどうしたらいいのか。そしてその次には、その物質の代替物の研究にまでいかなければなりません。

大変多くの化学物質に囲まれて私たちは生活をしているのであります。当然、必然につくらうと思わないでできる物質もありますけれども、その多くは私たちの豊かな暮らしに役立っているのです。環境ホルモンが悪いものだからすべてではなくして、我々は原始生活に戻れというわけにもいかないので、そういうことまで考えますと、研究にお金をつぎ込むというのは非常に大事なことであっても、我々が目標とするところの本当のところにしかすぎないと思っています。しかししながら、大変大事な研究の分野、まさに心配の声があることを私も知つております。者さんでございます。人体にどのように影響するのか、体のどの部分にその環境ホルモンが影響を与えるのか、どの化学物質だったらどの器官にどのような影響を与えるのか、大変な問題だと思いません。そして、環境ホルモンの影響かもしれないと言われております特に女性のがんの問題、あるいは男性における性ホルモンの減少及び睾丸の未発達あるいは精子の減少等生殖にかかる問題であります。

発達あるいは精子の減少等生殖にかかる問題であります。その研究者たちは、その時代にその分野の協力が当然不可欠でありましょう。あるいはその物質がどのような自然界に存在しているのかと、そのことを考えますと、自然生物学者の手もかりであります。環境ホルモンというものは環境という名前がついておりますのでそのとりまとめは環境庁がやっているのであります。しかし、その研究を所管する官庁がばらばらに存在しているのであります。環境ホルモンというのは環境とその研究者たちは文部省、そして科学技術という分野においては科学技術庁、化学物質等の製造に関係するのは通産省、あるいは化学物質が大いに含まれている農薬を所管するのは農水省、さうなるに自分の分野で研究をしようと、その役所ごとに自分たちの分野で研究をつくった研究者たちは文部省、そして科学技術と合ったための会議を開くということを今までやってまいりました。

しかし、それだけでは十分でございませんので、どこにその情報を求めていくかということがござりますので、その情報を求めるキーになるところをつくっていかなければいけないというのも一つでございます。

つまり、多方面にわたって仕事をしなければいけないにもかかわらず、一つのターゲット的な意味をどのように表現するかというのを組織上でつくるかということをございます。そのためには、これまでの実績をもとに、そのために国際環境研究所において関連研究設備の整備を含めた研究体制の充実を図る。ここにある程度ターゲットの表現をしてまいりたい。それから、大学その他の研究者の集まりというのは、学会等をつくり上げていく過程でそれを支援する。それから、各省庁の持っている研究体制がござりますが、省庁でまとめるということよりも研究者が集まって一つの問題について各分野から発表すると、いう体制を含めて、その情報をとて各分野が議論して話を詰めていくという形をとつてまいりました。このことで現在仕事を進めております。

○小川勝也君 私は、この研究という分野が非常に大事だということを申し上げましたが、先ほども申し上げましたとおり、ただの第一歩だと思いまます。それで、目標はどこかというと、人体に甚大な影響を与える化学物質、あるいはそれに類似する物質がこの世からなくなることです。そうしますと、先ほど申し上げましたように、その分野が官庁にまたがっておりますので、研究会が一つになるというメリットはそこにあるのであります。

例えば、さまざまなかくらべいがんの研究者たちは、その研究者の把握、そして研究の一貫ということに關しまして御答弁をお願いいたします。

○説明員(廣瀬省吾) 先生の御質問にあるとおり、この分野に関してはわかつてないことがたくさんございます。そして、各分野からの研究者

物質が人体に最も影響がある、その場合、その研究会のデータがそのままその化学物質を所管する官庁のデータとなって自主的にそれを規制できるかどうかということにかかるてくるのだと思いま
す。

例えば、後でもお伺いしますが、化学物質を生産する工場を所管するのが通産省、そして農業の関係は農水省だと思います。環境庁がその研究のキャップになるかどうかわかりませんけれども、その研究会でデータが確定されたときそのデータがすなわち通産省や農水省のデータとなってその官庁がすぐさま規制でくるような仕組みになるのかどうか、そして今なっているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

のおっしゃるとおり一番難しいところというふうに理解しておりますが、そういうことでは問題の解決に当たれませんので、それをどうくみ上げるかということで腐心しております。

まず今年の最初の段階で、先ほど言わされました四省庁が集まりまして一つの連絡会を持つことにしております。そして、その連絡会において研究者から出た意見をもとにして討議する。そして化粧品の製造にかかる部分があれば、それは通産省にお願いして対策を立てていただく。食べ物にかかる部分、飲料水にかかる部分はその所管の厚生省関係にお願いする。それから、人体にかかる部分のところでは厚生省の関係等含めてお願いしていくというような形で、それぞれのターゲットに合わせて関係省庁と話し合うよう努力してまいりたい。

一番先に情報を得ていくところは、少なくとも環境庁の今持っているシステムの中で諸外国との関係を含めて情報が得やすい状況になるというふうに思っておりますので、早目にその情報を各省庁に伝えることで仕事の進め方を考えていまいたい。また、一つ一つの対策の立て方では、それぞれの法律もござりますので難しさはあると思うのですが、やはりそこをどのように各省庁の連携の

中で仕事をしていくかということは「にかかつて行政官に課せられた仕事だ」というふうに思つておりますし、環境庁がその先兵になつて動くべき仕事だというふうに理解しております。

り前のことでもございまが、私が聞いているのは、その研究の成果が規制に直結するかどうかということです。

きのう、補正予算の額を会計課長さんから御説明いただきました。実はこれぐらい大変な問題でございまので、その研究のために予算をつけるのは非常に簡単なことあります。中でも環境ホルモンを一括して研究するセンターを建てるといふことになりますので、これはまた簡単なことだと思います。

お伺いしたいんですけども、環境庁が所管となつて研究した成果がそのまま規制に直結できるかということが一番の問題点だと思います。これはいわゆるハードというよりもソフト面だと思いまますけれども、長官いかがでしょうか。

○國務大臣(大木浩君) 先ほどから研究体制についていろいろと説明しておりますけれども、確かに今おっしゃった研究の結果が今度は規制にどこまですぐにしっかりと結びつくかというのが非常に問題でござります。一言で申し上げますと、まだこれは十分でございません。

ただ、非常に問題なのは、規制ということになると、いろんな製品をつくって商売している人がおるわけですから、これは危険だぞということでおどりまでこちらも自信を持って言い切れるか、こ

そういう問題があります。ただ、逆に言いますと、こういう問題というのは疑わしきはといっていいまでも疑わしいといってはかつておいたのぢやないかぬということですから、ある程度の危険性が予見というか想像できれば、これは規制につなげなきやいけないと思っております。

でございまますから、研究を進めるに同時にそ^ういった規制についてもできるだけ直結するよう^に、そしてまた迅速にアクション^がとれるよう^に、今後もひとつのこと^と法令の整備を含めて努力してまいりたいと思つております。

○小川勝也君 今疑わしいとされている物質が百数十あると聞いております。そのほかにもあるかもしれません。私は、これは勘でございますけれども、その中に何%かは今すぐでも規制をした方がいいもの、規制をしなければならないものが含まれていると思います。いつ規制しようかといふうに手をこまねいでいる間、そして規制をできないでいる間に多くの人たちの体がむしばまれているのかもしれません。

ります。その最たるものは精子数の減少等生殖能力が減少するということだと思いますし、特に女性のがんは数字を挙げるるびっくりするぐらいふえておりますし、日本より先にアメリカに症例が固まっておりますので御参考にしていただければと思いますが、時間がないので一々申し上げられません。

その研究が、例えば危ないものから逐次規制ができるようなシステムを構築することが何よりも大事だと思うのであります。日本にすばらしい研究施設ができ上がる間にも、その政治的コンセンサスはつくらなければいけないものだと考えますので、長官には一層の御尽力をお願いしたいと思いまし、そのカウンターパートとなる通産省の方にも今の件をお伺いしたいと思います。これら規制について、いかがでしうか。

○説明員 塩沢又朝君 御説明申し上げます。
今、小川先生の御指摘もありましたように、
この環境ホルモン問題は我々も大変重要な問題提
起として受けとめております。また、小川先生御
認識のとおり、この問題はなかなか難しい問題で
ございまして、現在国際的に世界の英知を集め
て、国内のみならず連携をしながら調査研究、あ
るいはこういった化学物質をふるい分けする、あ

るいは特定するような試験法の開発というのをやっているところでござります。そういうた作業に現在環境庁を含め通産省も連携をとつて参加して、この問題に対処しているというところでござります。

○小川勝也君 農水省の方にお伺いするわけですが、土壤を汚染し、河川を汚染し、そして海を汚染し、海洋生物を汚染し、我々の口に入る水産物までも汚染されるわけであります。同じ質問でござります。農業等に関して、農水省いかがでしようか。

○説明員(古茶武男君) 農林水産省は、農薬についての生産、流通、そしてまた使用等基本的には農薬のすべてについてを所管するということにしておりますけれども、農薬から発生する有害物質はさいますけれども、農薬から発生する有害物質は、土壤を汚染し、河川を汚染し、そして海を汚染し、海洋生物を汚染し、我々の口に入る水産物までも汚染されるわけであります。

なっております。その中で、農業の安全性を確保するということも非常に重要な職責の一つであるというふうに私ども考えております。
こういうようなことから、農業は、登録に当たりましては十八項目にわたります毒性試験あるいは残留性に関する試験を実施して、安全性が確認されたものに限って登録するという制度をとってきておるわけでござります。これらの検査の中には、生殖能力や次世代への影響については二世代に及びます繁殖試験あるいは母体や胎児への影響を見る催奇形性試験等によってその安全性を確認しているところでございます。
しかしながら、環境ホルモン作用、これに着目した検査、農薬の登録のときに受けける検査でございますけれども、その検査については從来知見がなかったこともございまして行っていない状況に

」ざいます。このために、十年度からではござい
ますけれども、農薬が内分泌攪乱作用を有するか
どうかの判別技術の解明のための調査研究を開始
しております。またさらに、従来の試験方法の見
直し、これを緊急に行つたための予算を十年度の補
正予算でも計上しているところでございます。
これらの調査研究によりまして得られた知見あ
るいは国内外の知見等に基づきまして新たに規制

が必要となつた場合には、関係省庁と連携いたしましてその規制のあり方にについて検討することとしておるところでございます。

○小川勝也君 今御答弁の中に非常にいいフレーズがあつたと思います。わかるものに関しては規制してまいりましたと、当たり前のことだと思つてます。しかしながら、わからないことがたくさんあるわけです。例えば、かつて我が国でたくさん使われておりましたDDTなどというものには環境ホルモンの最たるものでございます。そしてまた、建設資材に使われておりましたPCBなどというのも、数十年前に規制されましたけれども、その前は平気で使っていたわけでございました。

今農家の方が農水省が許可しているからといって使っているものの中にも、数年後、研究の成果が上がつて規制されるものが必要出てきますので、その分野に関してはわからなかつたので仕方がないんだとしても、わかったからには迅速に規制をするのが農水省が果たす役割だと、そのような御認識をいただきたいと思います。

時間もありませんので、私は一点提案をさせていただきたいと思います。

この研究の分野が非常に大事なことだというのを申し上げたとおりでございます。日本が諸外国におくれている分野があるということも今申し上げました。そして、各省間の調整が非常に難しい、それを政治力で結実させていかなければいけない、ということを申し上げました。

私は、各省庁の担当の方と研究者の方がそろつて外國に行くのはいかがか、これは御提案申し上げたいと思います。特にドイツなどというのは環境の先進国でもござります。そして、アメリカには先進の学者がおります。その各省にまた大学の先生等の研究者と一緒に三ヶ月なり半年なうり、その外国の推移と世界の最先端の情報を持つて帰つてくる。そういうことをすると、その後も自分たちは一緒にこの問題に対処していくかなければ

いけないという輪もできますし、私はこの日本におくれている現状を短縮する一番いい手段だと思います。

○岡崎トミ子君 この補正予算にも組まれておりますので、もしくは補正予算が組まれるということがあれば一生懸命私も頑張りますので、省庁の担当者と研究者があわせて短期留学、研修に行けるようななシステムをおつくりいただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問にかえさせていただきまし上げます。

次には、ダイオキシンを中心として岡崎トミ子議員から質問させていただきます。

○岡崎トミ子君 私は、現在国民の不安が増大しています。ダイオキシンについて質問させていただきます。

ダイオキシンがまず注目されたのが、産業廃棄物処理施設をめぐる汚染に始まった所沢の条例の制定であります。そして、母乳調査に高濃度のダイオキシンが検出と発表され、次に今回の豊能郡の美化センター、調査池では二万三千ピコと

いう高濃度の数値が出ました。これには私も大変ショックを受けて、現地に行ってまいりました。

今何よりも先に求められておりますのは、まず実態調査であり、原因の分析であり、そして汚染地帯と汚染物質をどう処理するのかの対策と、ダイオキシン削減対策だと思います。

連休最後の五日、私はこの豊能郡美化センターに現地の視察をいたしました。住民の皆さんのお声を聞いてまいりました。現地は極めて風光明媚な田園と山林地帯で、美化センターの周辺は山菜も野山草もありますし、また、わき水も各所で見られて、水も大変おいしいところです。今回の問題で、水田や池から高濃度の検出がありました。山内地区では風評被害も深刻で、農産物は二、三割の売り上げの減少、ミネラルウォーターをつくておりますけれども、水はほとんど売れておりません。さらには、人権問題まで生じていると

実態把握と調査について伺いたいと思いますが、昨年十二月に実施されました二回目の環境調査によりますと、施設の面積は八千五百、周囲百メートル地域は軒並み千ピコ以上の数値を示します。

秋に補正予算が組まれるということがあれば一生懸命私も頑張りますので、省庁の担当者と研究者があわせて短期留学、研修に行けるようなシステムをおつくりいただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問にかえさせていただきまし上げます。まず実態を正確に把握した後、速やかに汚染物質の除去をする必要があると思います。

次には、ダイオキシンを中心として岡崎トミ子議員から質問させていただきます。

○岡崎トミ子君 私は、現在国民の不安が増大しています。ダイオキシンについて質問させていただきます。

ダイオキシンがまず注目されたのが、産業廃棄物処理施設をめぐる汚染に始まった所沢の条例の制定であります。そして、母乳調査に高濃度のダイオキシンが検出と発表され、次に今回の豊能郡の美化センター、調査池では二万三千ピコと

いう高濃度の数値が出ました。これには私も大変

ショックを受けて、現地に行ってまいりました。

今何よりも先に求められておりますのは、まず

実態調査であり、原因の分析であり、そして汚染地帯と汚染物質をどう処理するのかの対策と、ダ

イオキシン削減対策だと思います。

も、必要があれば実施をすべきものというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 検討委員会のメンバーの方が一人も現地を見ていないという現状がありますけれども、北西から北北西にかけて、施設から百五十メートルから一キロの地域に住宅やニュータウンがありますが、この地域について二回目の調査であります。北西六百メートルで十ピコだった、だから二回の詳しい調査地点に入れなかつたと言つております。まず実態を正確に把握した後、速やかに汚染物質の除去をする必要があると思います。

まず、その一つは、同じ北北西二キロの地帯で二回目の調査がされております。土壤は〇・五メートルの地点では土壤が十、水質が〇・〇八といふ程度が高いわけです。ところが、センターや周辺から谷を伝わって流れるわき水、この調査がされていません。住民の皆さんから不安の声と調査の要望が大きいと聞いております。この北側部分が欠落しておりますと、汚染の状況、実態把握が不十分で、この後の対策にも影響が出てくるのではないかと危惧しております。同様な専門家の危惧も指摘されております。

環境庁としましては、この北側部分の実態把握を含めて、主体的にかかる必要があると思いま

すが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 今御指摘がございました北側地区的調査でござりますけれども、これは実は能勢町の土壤の調査、二回ございまして、第一回の調査において北側二地点で土壤調査を実施いたしました。そう高濃度ではないという結果が出ておりましたので、二回目以降の対象とならないといったわけでござります。

ただ、今先生から御指摘がございましたように、地域の住民から環境調査の要望が非常に強く出ておりますけれども、その委員の方々にそ

れぞれ調査についてどうしたらいいかという意見

がかなりハイレベルの学者の方々にお集まりで

ただいておりますけれども、その委員の方々にそ

れぞれ調査についてどうしたらいいかという意見

もその結果を見守りたいと思っておりますけれども、必要があれば実施をすべきものというふうに思つております。

ンの住民がいる場合には汚染との因果関係はどう把握するんでしょうか。施設の土地の地権者が六十人ほどいるということや、当時協定があったと、いうことで協定地区を重視したとも言われております。

以上のような疑問がたくさんありますけれども、なつかつ北側は汚染されていないから調査はしなくていいという確認はあるんでしようか。以上のような疑問にせひ答えていただきたいといふうに思います。

土壤撤去の計画を立てる際も、実態がすべてわかつてない段階で計画が立てられるんでしょうか。北側の調査もぜひ必要というふうに思いますが、けれども、いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、施設組合がつくりました委員会の中において、かなり詳細な検討がされております。そこで、北側の話は確かに触れられておりませんけれども、それについては改めて委員の方々に意見照会をした上で必要なならばやるということでござります。

それから、状況を十分把握するということはこれはもう当然のことでありまして、この委員会の提案の中にも表面土壤の処理のほかに徹底したモニタリングをやるということが盛り込まれております。この委員会の提案につきましては、私はこれは最大限尊重して実施すべきものと考えておりますし、環境庁もこれから補正予算等お願いいたしまして、徹底的にダイオキシン関係の土壤の調査をするということにもいたしておりますので、そうしたことを全国レベルと地域レベル、突き合わせれば前進が見られるのではないかなどいうふうに思っております。

○岡崎トミ子君 ゼビ北側の調査は必要だというふうに思っております。

長官、今土壤基準の検討委員会に投げかけることも含めてということをお答えがございました。

○岡崎トミ子君 ゼビ北側の調査は必要だというふうに思っております。

環境委員会でこのような要請があつたということ

も、なつかつ北側は汚染されていないから調査はしなくていいという確認はあるんでしようか。以上のような疑問にせひ答えていただきたいといふうに思います。

土壤撤去の計画を立てる際も、実態がすべてわかつてない段階で計画が立てられるんでしょうか。北側の調査もぜひ必要と、いうふうに思いますが、ふうに思います。

土壤撤去の計画を立てる際も、実態がすべてわかつてない段階で計画が立てられるんでしょうか。北側の調査もぜひ必要と、いうふうに思いますが、ふうに思います。

○政府委員(渡辺好明君) 繰り返しの答弁になつて恐縮でございますけれども、施設組合がつくりました委員会の中において、かなり詳細な検討がされております。そこで、北側の話は確かに触れられておりませんけれども、それについては改めて委員の方々に意見照会をした上で必要なならばやるということでござります。

それから、状況を十分把握するということはこれはもう当然のことでありまして、この委員会の提案の中にも表面土壤の処理のほかに徹底したモニタリングをやるということが盛り込まれております。この委員会の提案につきましては、私はこれは最大限尊重して実施すべきものと考えておりますし、環境庁もこれから補正予算等お願いいたしまして、徹底的にダイオキシン関係の土壤の調査をするということにもいたしておりますので、そうしたことを全国レベルと地域レベル、突き合わせれば前進が見られるのではないかなどいうふうに思っております。

○岡崎トミ子君 ゼビ北側の調査は必要だといふうに思っております。

長官、今土壤基準の検討委員会に投げかけることも含めてということをお答えがございました。

○岡崎トミ子君 ゼビ北側の調査は必要だといふうに思っております。

環境委員会でこのような要請があつたということ

を大阪府とか施設組合にもぜひ伝えていただきたいと思います、長官。

○国務大臣(大木浩君) まず、当委員会でいろいろ御意見が出ておるわけでございますから、御意見は十分に伝えることにいたしたいと思います。

それから、あえてつけ加えますと、ダイオキシンにつきまして今まで私ども一番捕捉しやすいのは空中に出たもの、これについてはある程度いろいろと見出も得られておるということであります。今度の大阪の話も一遍空中に散布されたものがまた何らかの原因で土中に戻ったといいますか、地中に入った、あるいは今後水の問題もあると思いますけれども、そういう空中の問題ばかりじゃなくて、土あるいは水というのも対象にしましてしっかりとこれから研究ないしは調査というものができるように努力をしたいと思っております。

○岡崎トミ子君 次に、土壤撤去について伺いたいと思います。

土壤撤去が暗礁に乗り上げているというふうに聞いておりますが、土壤撤去の基準、処理方法、モニタリングについては定めがありませんが、環境庁はどう取り組むつもりでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 検討委員会から表面土壤の撤去について千ピコグラム以上という提案がありましたし、環境庁もこれから補正予算等お願いいたしまして、徹底的にダイオキシン関係の土壤の調査をするということにもいたしておりますので、そうしたこと全般レベルと地域レベル、突き合わせれば前進が見られるのではないかなどいうふうに思っております。

○岡崎トミ子君 ゼビ北側の調査は必要だといふうに思つております。

長官、今土壤基準の検討委員会に投げかけることも含めてということをお答えがございました。

○岡崎トミ子君 ゼビ北側の調査は必要だといふうに思つております。

環境委員会でこのような要請があつたということ

を大阪府とか施設組合にもぜひ伝えていただきたいと思います、長官。

○国務大臣(大木浩君) まず、当委員会でいろいろ御意見が出ておるわけでございますから、御意見は十分に伝えることにいたしたいと思います。

それから、あえてつけ加えますと、ダイオキシン類抑制に効果のある指針をとりまとめておると御意見が出ておるわけでございますから、御意見は十分に伝えることにいたしたいと思います。

それから、あえてつけ加えますと、ダイオキシンは空中に出たもの、これについてはある程度いろいろと見出も得られておるということであります。今度の大阪の話も一遍空中に散布されたものがまた何らかの原因で土中に戻ったといいますか、地中に入った、あるいは今後水の問題もあると思いますけれども、これが実際に動いた例というのが、私ども八方手を尽くし現地の人をやって調べているのでござりますけれども、なかなか見当たらぬといふこともございます。基準めいたものはあるけれども、これが実際に動いた例というのが、私が実際に動いた例というのが、これが実行されているかどうかに見えます。今度の大阪の話も一遍空中に散布されたものがまた何らかの原因で土中に戻ったといいますか、地中に入った、あるいは今後水の問題もあると思いますけれども、これが実行されているかどうかに見えます。

○岡崎トミ子君 次に厚生省ですが、厚生省は施設組合や大阪府から相談をされた場合には積極的に応ずるべきだと思いますが、その姿勢を伺いたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 本問題が報道されましたときに担当官を派遣いたしました。現地の実情等につきまして必要な調査をやつたわけでござりますが、まだまだ疑問点がかなりござります。

それから、大阪府あるいは施設組合の方からも、あるいはプラントメーターカーからもヒアリングを行いましたが、まだ疑問点がかなり多くございましたが、まだ現地のところ書面でいろいろ問い合わせをしておりましたが、種々御相談があれば技術的な面を含めまして御相談に応じたいと考えております。

○岡崎トミ子君 廃棄物処理行政の責任を厚生省に伺いたいと思いますが、我が国におけるダイオキシンの危険性は一九八三年に指摘されて、一九九〇年にガイドラインがつくられました。このガイドラインの中では、バグフィルターの温度管理や一酸化炭素濃度の基準等を設けましたが、既設の炉の場合には極めてあいまいな指導になつております。ちょっとこのガイドラインを読んでみたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 旧ガイドラインを策定いたしました平成二年当时についてでござりますが、ダイオキシン類に対します毒性評価につきましても定まっていなかつた、あるいは廃棄物燃却施設におきます対策とダイオキシンの削減効果に關します科学的な知見が乏しかつたこと、あるいは測定精度が十分ではなかったというようなことから排出濃度の規制を実施することは困難な状況だと、そういうふうに判断をしたわけでございますが、その後の科学的な知見の進展を踏まえまして、平成四年に廃棄物処理法に基づきます施設の構造、維持管理基準におきまして燃焼温度を八百度以上

設も十分に考えられるので、少しでもガイドラインの方向に近づけるとか、更新の際に対応するとかにより努力していくことが重要である。

すなわち、本ガイドラインでは、ダイオキシン類抑制に効果のある指針をとりまとめておらず、完全な指針の遵守が得られなくともこの方針でございます。

○国務大臣(大木浩君) まず、当委員会でいろいろ御意見が出ておるわけでございますから、御意見は十分に伝えることにいたしたいと思います。

それから、あえてつけ加えますと、ダイオキシン類抑制に効果のある指針をとりまとめておると御意見が出ておるわけでございますから、御意見は十分に伝えることにいたしたいと思います。

それから、あえてつけ加えますと、ダイオキシンは空中に出たもの、これについてはある程度いろいろと見出も得られておるということであります。今度の大阪の話も一遍空中に散布されたものがまた何らかの原因で土中に戻ったといいますか、地中に入った、あるいは今後水の問題もあると思いますけれども、これが実行されているかどうかに見えます。

○岡崎トミ子君 次に厚生省ですが、厚生省は施設組合や大阪府から相談をされた場合には積極的に応ずるべきだと思いますが、その姿勢を伺いたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 本問題が報道されましたときに担当官を派遣いたしました。現地の実情等につきまして必要な調査をやつたわけでござりますが、まだまだ疑問点がかなりござります。

それから、大阪府あるいは施設組合の方からも、あるいはプラントメーターカーからもヒアリングを行いましたが、まだ現地のところ書面でいろいろ問い合わせをしておりましたが、種々御相談があれば技術的な面を含めまして御相談に応じたいと考えております。

○岡崎トミ子君 廃棄物処理行政の責任を厚生省に伺いたいと思いますが、我が国におけるダイオキシンの危険性は一九八三年に指摘されて、一九九〇年にガイドラインがつくられました。このガイドラインの中では、バグフィルターの温度管理や一酸化炭素濃度の基準等を設けましたが、既設の炉の場合には極めてあいまいな指導になつております。ちょっとこのガイドラインを読んでみたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 旧ガイドラインを策定いたしました平成二年当时についてでござりますが、ダイオキシン類に対します毒性評価につきましても定まっていなかつた、あるいは廃棄物燃却施設におきます対策とダイオキシンの削減効果に關します科学的な知見が乏しかつたこと、あるいは測定精度が十分ではなかったというようなことから排出濃度の規制を実施することは困難な状況だと、そういうふうに判断をしたわけでございますが、その後の科学的な知見の進展を踏まえまして、平成四年に廃棄物処理法に基づきます施設の構造、維持管理基準におきまして燃焼温度を八百度以上

いざいます。

さらに、このガイドラインにおきましては、ごみ焼却施設にかかる各種対策を取りまとめてガイドラインを守るように指導してきたところでございますが、先生御案内のように、ごみの処理というものは実は毎日やらなければいけないことがありますので、施設をとめて建てかえるといふことはかなり時間要するわけでござります。施設の稼働をしながら可能な限りダイオキシンを削減するということがある意味では現実的な方策であるといふに判断しているところでございまして、そういう意味ではごみ処理に支障を来さないレベルで改善を図っていくことが極めて重要であるといふに認識いたしております。

○岡崎トミ子君 先ほどの土壤撤去についてもすけれども、厚生省にも少し責任を持っていただきたいくらいです。現在、少なくとも廃棄物処理施設が汚染原因だということがはつきりしている。高濃度の土壤が好ましくないといふにも言われている。処理施設を指導監督する立場に厚生省があるわけです。にもかかわらず今のような御答弁ではまだ責任逃れ、私たちの気持ちからいいますとそういう官僚主義が残っているのかなというふうに、とても残念なんです。

再度伺いたいと思いますけれども、施設組合や自治体に土壤撤去の予算が捻出できない、あるいは不足するなどの苦境に陥っているといふを聞いております。このまま放置しますと住民に暴露許容量を超えるます危険性が大きいと指摘されております。住民も撤去を望んでいるわけです。こちよつとその辺を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 汚染土壤の撤去につきましては、先ほど環境庁の方からも御答弁がありましたように、豊能郡の環境施設組合より、同組

合が設置をいたしました検討委員会の報告を受けまして同組合において対応を検討中というふうに聞いております。

私どもいたしましては、同組合の要請に基づきまして汚染土壤の撤去につきまして必要な技術的な支援というふうなものを行ってまいりたいと現在考えているところでございます。

○岡崎トミ子君 もう一つ厚生省に伺いたいと思いますが、厚生省の許容限度値が十ピコです。環境はリスク評価として安全性を二分の一として五ピコとしておりますが、より安全性を考えた環境の基準を示したいと思いますが、許容限度値十ピコ、厚生省はこれを五ピコというふうにはならないんでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 十ピコ、いわゆるTD Iにつきましては、動物実験の結果等々を踏まえまして、専門家によります研究班の御検討を踏まえた上で、私どもとしてそういう御提言を受けたところでござります。

諸外国の例におきましても、十ピコよりも低い値を採用している国もございますが、例えばWHOの欧州委員会等におきましては十ピコという値を採用いたしているところでございます。耐容一日摂取量でござりますので、例えば食べ物でこれを超えるような危険があれば、これは少なくとも

それの流通等につきまして何らかの規制を考えるという非常に強制的な措置も考慮に入れた値でござりますので、現在のところは私どもいたしましては十ピコという値で当面運営していくことを考えております。

ただ、聞いておりますところでは五月の末ころ

でござります。

○岡崎トミ子君 麻痺法の改正によってこの施設の改修についてはどのようなことが適用されるんでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 昨年六月の廃棄物処理法の改正におきましては、施設の設置に当たりま

して事業者が地域の生活環境に及ぼす影響を調査いたしまして、その結果を申請書とともに総覧し、関係住民から生活環境保全上の見地からの意見を求めるといったことなど施設の設置手続の明確化を図るために手続を定めたところでございました。これらの手続につきましては、軽微な変更である場合を除きまして施設の変更の場合も適用されるものでございます。

国内の専門家の意見も聞きまして必要な最新の科

学的な知見に基づいて見直すこととは当然あり得るものと考へております。

○岡崎トミ子君 他の国を参考にしたり、国際的なというのは私はとても大事だと思いますけれども、同じ政府の中では環境庁が五ピコで厚生省が十ピコと、これは幾らでもより安全性を追求するためにはそれにしておかしくないわけです。他人の国ではなく同じ政府の中のことですから、ぜひこれは前向きに厚生省も検討していただきたいといふふうに思います。

○岡崎トミ子君 他の国を参考にしたり、国際的なのは私はとても大事だと思いますけれども、同じ政府の中では環境庁が五ピコで厚生省が十

ピコ

と、これは幾らでもより安全性を追求するためにはそれにしておかしくないわけです。他人の

国

ではなく同じ政府の中のことですから、ぜひこれは前向きに厚生省も検討していただきたいといふふうに思います。

○岡崎トミ子君 これは幾らでもより安全性を追求するためにはそれにしておかしくないわけです。他人の

にしていただきたいというふうに思います。

次に、汚染物質が明らかな場合の対策なんですが、能勢町の土壤あるいは香川県の豊島の産業廃棄物です。高濃度の土壤や廃棄物が存在している場合には野ざらしのまま風雨にさらされていると汚染は拡大いたします。一二次汚染も考えられます。汚染を食いとめるための緊急対策を示して指導や支援をしていく必要があるのではないかと思いま

す。環境庁と厚生省に伺いたいと思いま

す。○政府委員(渡辺好明君) 能勢町のケースでありますけれども、これは諸外国の例を申し上げてもよろしいかと思つてますが、ドイツのガイドラインでは千ビコグラム以上のダイオキシン汚染があつた場合の対策指針として、土壤の入れかえのほかに被覆、それから芝生の植栽というふうなことも掲げられております。

幸いという言い方が適当かどうかわかりませんけれども、ダイオキシンは水に難溶性でございま

すので、土壤に吸着したものを上をシートをもつて覆うとか植栽をするということで飛散が避けられます。

組合の方では、大阪府の指導のもとでシートをかけて飛散を防止するという対策を検討中と聞いておりますので、そのプロセスにおいて必要な指導をとることが考えられますし、積極的に協力をしていきたいというふうに思つております。

○政府委員(小野昭雄君) 豊島のケースについてお尋ねでございますが、豊島におきます投棄現場あるいはその周辺の環境監視につきましては、香川県において定期的に調査が実施されているところでございます。また、産廃の不法投棄現場の海岸の堰堤につきましては一部に崩落が認められましたために、専門家の指導のもとに、昨年の十一月から本年の二月までに堰堤に土のうを積み上げるなどの措置をいたしまして、崩落箇所の応急的な補強が行われたわけでございます。

さらに、現在、香川県におきまして、各方面的専門家から成ります技術検討委員会のもとで、地

質調査、地下水の浸透流の解析、遮水方法、排水

処理方式、海岸の堰堤の保全方法等の調査が実施されているところでございまして、今後この調査結果をもとに環境保全対策が講じられる予定であります。

○岡崎トミ子君 ゼビ横溝的にかかわって指導や支援をしていただきたいというふうに思います。

次に、朝日新聞の報道で、かつての登録業者を

中心とした研究会に所属する会社が自治体の調査業務をほぼ独占しているということが報道されました。また、自治体が厚生省の通知を理由

に外國の分析業者と提携して、低価格で測定しようとする企業への発注を拒否しているそうです。

今日、ダイオキシン汚染の実態調査を求める住民の声が高まりつつありますが、分析にかかる費用が非常に大きい、そして住民の不安にこたえる

用が非常に大きい、そして自治体への対応は非常に鈍いという現状があるわけです。厚生省の通知が一つの原因となつて自治体が調査をするためのコストが下がらないとすれば、これは大変問題だというふうに思つて改めて確認したいと思いますが、自治体は分析

能力と費用を基準にみずから判断で業者を選択していいわけですね。

○政府委員(小野昭雄君) 測定指針のためのガイドラインをお示しているわけですが、それは結構あります。この基準にのつてきちんと測定ができる機関であれば結構である。私ども、先生御指摘の報道

にございましたように、そういう機関でなければならぬという指導をしたことはございません。ただ、御理解賜りたいのは、当初の段階におきましては分析精度の高いきちんとした機関とい

うではないと言つたことはございませんし、一定

○岡崎トミ子君 厚生省の通知が、測定分析機関

の選定に当たって自治体が留意すべき条項を指定している以上、自治体が厚生省に業者の紹介を求めてくることがあるというふうに思いますが、そ

うした場合に厚生省は廃棄物処理に係るダイオキシン類測定分析技術研究会に所属しない業者も紹介するわけですね。

○政府委員(小野昭雄君) 承知いたしておりますところは、現在三十社程度測定できる業者があるというふうに聞いておりますが、これらの業者がそういう研究会に属しているか属していないかにかかわらず一定の精度の分析ができる、そういうふうに聞いておりますが、これらの中から選んでくださいという紹介の仕方にならうと思います。

それから、御指摘の通知といいますか指導の中身でそういう限定をするようなことで受け取られただとすれば、それは私どもの真意ではございませんので、機会をとらえてまた私どもの真意を伝えたいと考えております。

○岡崎トミ子君 最後に、長官と厚生省に伺いたいと思います。

今回の問題は、施設構造、そして管理などの個別の問題もあると言われておりますけれども、私たち日本に暮らすすべての者にとって共通した深刻な問題となつてゐるというふうに思ひます。一つの施設組合だと一つの自治体の問題だからと及び腰になることなく、どこにでもあり得る、またきっとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

していよいよ、あるいはそれぞれの自治体がやりなさいと書いてあるけれども、自治体にそれだけの力があるかというと、ないというようなこともござります。

現実にどういうことができるのかというようなことを含めて、これは日本じゅうでいろんな類似の問題も起つておりますので、早急にそれに対する対応というものを政府全体として勉強してまいりたいと考えております。

○政府委員(小野昭雄君) 前に公表いたしましたダイオキシンの排出濃度の高い施設、八十分を超える施設につきましては、その後の改造の計画、あるいは具体的にどうしていくのかというようなこと等につきまして引き続きフォローをしていきたいと考えております。

豊能郡の事例の教訓も踏まえまして、そういうたたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

たたきつとあるに違いないという前提で最初の対応を間違えないようにしていただきたい、積極的に

基本的な対策というのは、焼却を大幅に削減する、プラスチック類は燃やさない、リサイクルを強める、こういうことが基本だと思うのですけれども、焼却を一挙になくすことはなかなかできません。いというところで、この焼却問題というのは非常に大事だと思うんです。

上げますと、極めてゼロに近いレベルのところから一一番高いところでは「一立米当たり一千二百ナノグラム」の範囲になっております。

それで、五年後の基準値との比較ということになると申し上げますと、一ナノグラム以下の施設が二十施設、それから一から十ナノグラムの施設が四十

かなりコストがかかるということもございまして、確かに数は少ないということは認めざるを得ないわけでございますが、廃棄物施設はもちろんござりますけれども、その他の排出源につきましては、それでも排出の実態については今後さらに拡充をしていかなければならぬということで、本年度予算で

規制が厳しくなる五年後までに燃やせるだけ燃やせ
るんだということを業者が言つてゐると、そういう
う実態があるわけです。この五年間というのは非
常に長いわけです。この問題でこの五年の間に必
要な措置をとつていく必要はあるんじゃないかと

厚生省は、昨年、全国の市町村のごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン類濃度の調査を集計したと聞いております。千五百四十九施設のうち百七十一施設が厚生省基準の八十ナノグラムを超えたといたします。これは相当緩やかな基準のもとであります。これは、五年後の西暦二〇〇二年の話なんですが、それとも、十二月からはより厳しい基準になります。そのも

五ということで、合わせますと三十七施設になりますが、実は基準の方は規模によって分けておるわけがござります。一部規模がわからないところで判断いたしますと、三十四施設が五年後の、これは既設でございますが、既設の基準値を現在満たしておるという状況にござります。

も計上しているところでござります。
○織方義夫君 今局長から前向きの話があったと思うのですけれども、長官、やはり産廃についてこれをもうときらうと調べるということは非常に大事な問題だと思つます。一般廃棄物について市町村にやらせることができるところで、これがやりやすい」ということがあると思ひます。

私は痛感するんです。
長官、その点どういう形で対策をとられるのか、それをお伺いしたいと思います。
○國務大臣(大木浩司) 今具体的なとおっしゃいますとなかなかあれでござりますが、先ほども申上げましたように非常に問題が悪化しているという感じは持っております。産業廃棄物の処理業者

○政府委員(小野昭雄君) 一般廃棄物の焼却施設
のダイオキシン類の排出濃度につきましては、私も
どもいたしましては平成九年五月末に取りま
めた調査結果がございますが、これによります
と、現在の状況で五年後の基準を達成しているも
のは、これは正確な数字はちょっとあれなんですが、
ざいますが、おむね三分の一程度と推定をいた
しております。

す。私は「ごみ問題の最大の問題というのは結局廃棄物、量的に言つても年間四億トン、一般廃棄物の方は五千万トンと言われている。そうするとと、けたが一つ違う。だから、分量が違う上に、さらに内容的にも廃棄物の種類、廃油とかプラスチックとかあるいは医療廃棄物、こういうものでダイオキシンの発生源として最大の主犯がそこにあるわけです。

○国務大臣(大木浩君) もにお話がございました
ように、産業廃棄物というのは非常に量も多い
し、また内容もいろいろ問題がござりますから、
さらにその調査を強化するという一般的な方針は
そのとおりだと思います。また、どこでどうじよう
ふうにこの予算措置を進めるかなどについては「わ
からいろいろ勉強してまいりたいと思いまオ

基準が守られていないとか、あるいは非常に問題が生じてているということになれば、それは企業の責任だよということで企業あるいは都道府県だけに任しているわけにはいかぬわけでござりますから、これはひとつ実情をきちつと調べたいと思つております。

○結方靖夫君 やはりなかなか問題な現状があらわれていると思うんです。緩い基準で百幾つで、厳しくすると三分の一ということです。

私はそういう点で、なぜ産業廃棄物の施設について環境省なりあるいは厚生省が一般廃棄物のような形でもっと調査できないのか、率直にそうう

が、國民も非常に強い関心を持つておられる問題でございますから、十分その方向でひとつ検討を進めてまいりたいと思つております。

やしているのかという不安がある。実際それがなかなかつかめない。自治体としてもなかなかつかめない。無法地帯だとも言われているんです。そ

それでは、産業廃棄物の焼却施設の場合どうな
のか。九四年度の実績で三千五百八十三あると
伺っておりますけれども、五年後の基準をこの産
廃の施設に適用した場合、どのぐらい合格しま
すか。

○政府委員(野村謙治) 環境庁におきましては平
成二年度から産業廃棄物焼却施設を対象といた一
ましてダイオキシンの排出実態調査を実施してき
ております。

○政府委員(野村謙吉) 御指摘のとおり、現在在産業廃棄物の焼却施設は約五千九百ぐらいいざいします。私どもの調査は五十施設ということでござりますので、一〇%弱の抽出率ということでござります。確かに御指摘のとおり、これは実態をあらわしていいないということでござります。

なぜかと云ふことで申し上げますと、最初に御指摘になつたかと思ひますが、一般廃棄物

○緒方靖夫君 私は先日、埼玉県の所沢の調査を行きました。本当に驚く事態がありまして、産廃が銀座とあの周辺は言われているんです。くぬぎ山というところがあるって、そこはもう鳥も飛ばない、クモの巣も張らない、もちろん昆虫もない。鼻をつくり臭気がする。大変なところです。そこに人々が暮らしているわけです。もう環境破壊が目に見える、そういうことを改めて痛感したんです。

そのデータに基づきますと、これは抽出調査で五十施設の産業廃棄物施設について調査をいたしましたが、ダイオキシンの濃度の範囲で申

焼却施設の寄与度が約八割、産業廃棄物焼却施設が一割という寄与度の違いも一つあろうかと思ひます。それから、現実問題として測定をする上で

県も市もそれぞれの形で努力しているようですが、それでも最大の問題は産廃業者の規制をしなかつたという、これが非常に大きな問題だと思う

ダイオキシン類の濃度基準については、大気についてはあるわけです。ところが、土壤と水質についてではない。先ほども長官はこの問題という

は研究していきたいということを話されました

けれども、私は基準をつくるということは今の問題の現状から出発しても非常に大事であるということを痛感するんです。実際、土壤からこういう方

単位のピコグラムの汚染状況が出されるということはスキャンダルだと思います。

そういった点で、土壤及び水質についての基準

をつくるという検討に入る、そのことが必要だと

思いますけれども、長官のその点でのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 昨に検討委員会の設置

をいたしましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

基準と申しましたときに、いわゆる法的拘束力を持つあるいは法的強制力を持つ基準なのか、そ

れとも指導なり指針のガイドラインかということ

が一つ始まりになるんだろうと思います。先進

諸国の中でもいわゆるガイドラインを持っており

ますのは、ドイツ、オランダ、カナダ、スウェー

デン、この四ヵ国だけでございますし、その運用

にはなかなか悩みが多いということをことし一月

の国際会議の際にもおっしゃっておられました。

環境庁では、まず何はともあれ徹底的に調査を

するということ、調査手法の統一ということを

この一月にやりましたので、引き続きこの検討委

員会の場を使いましてリスク評価をどうするか、

それからそのリスク評価を前提として対策なり指

導なり、ガイドラインの問題も含めまして学識経

験者の方々にきちんと議論していただきて結論を

出していきたいというふうに考えております。

それから、水の問題を今先生はおっしゃられま

したけれども、土壤はそういうことで進んでおり

ますが、水は環境庁の検討委員会でも、ダイオキシンは水に溶けにくいということを何ヵ所かにわたり指摘をしております。そういうことで、現在、水についての必要性というのは土壤よりはかなりプライオリティーは劣るのだろうと思いますけれども、まずは調査をするということで、その

調査結果を見て俎上にのせるかどうか考えてみた

いと思います。

○緒方靖夫君 次に、私は焼却炉の問題について伺いたいと思うんです。

実は、大阪府能勢町のごみ焼却場豊能郡美化セ

ンター、その敷地の中からダイオキシンが一グラム当たり二万三千ピコという大変高い濃度が検出された。これは大問題になってしまいますけれども、この数値は当地のダイオキシン対策検討委員会の調査によつても、直接の原因は焼却炉の構造

が問題なので改造しなきゃいけない、その二点が指摘されているわけです。

焼却炉を建設したメーカーはどこですか。

○政府委員(小野昭雄君) 三井造船と聞いており

ます。

○緒方靖夫君 三井造船がつくった炉の構造を簡単に言うと、下部で焼却し上部で冷却しガスを放出する、これは流動床式炉頂型と言われているものなんです。これは全国に同類のものが五十カ所、五十施設、それから三井造船がつくったものは六カ所あるということになつていて、これは間違いないですね。

それで、この炉の欠陥というのは、一体の炉で焼却し冷却するためにこみの不完全燃焼が起きる、ダイオキシンが発生しやすくなる、そういうことがかねてから指摘されてきたわけです。実際に厚生省の行った調査の中でも、兵庫県の芦粟郡環境美化センターも同社同型製で、しかもその調査の中で最悪の九百九十九ノグラムを記録しているわけです。こうした事実は確認されていると思

いますけれども、そうですね。

○政府委員(小野昭雄君) 兵庫郡の施設につきま

しては、先生御指摘のように同じタイプの炉でございまして、やはりダイオキシン類の排出濃度は高いというふうに聞いております。

○緒方靖夫君 今述べました五十カ所の施設の問題と対策、これは至急報告していただきたい、このことを要望しておきたいと思います。よろしい

一点儿だけ、炉頂型であるからといって全部が全部高いわけではない

ということは御理解を賜りたいと思います。

先ほど申し上げましたように、ダイオキシン排

出濃度の高い施設につきましては、炉の型その他

を問わず、今後具体的にどうするのかということ

を引き続き調査いたしておりますので、それがま

とまつた段階で必要があれば御報告を申し上げた

いと思います。

それからちょっと補足をさせていただきたいの

でございますが、先ほど先生御指摘の産廃施設の

ダイオキシン濃度でございましたけれども、昨年の十二月から全面的に産廃施設におきましても一定

の焼却能力以上の施設につきましては年一回ダイ

オキシンの排出濃度を測定するようというふう

にいたしておりますので、今後はそういうデータを收集することによりまして排出実態がある程度明らかになってくる。

それから所沢の件でございましたが、私も何度も

住民の皆さんとの陳情を受けました。先生の御懸念

のような点が御指摘にもございました。しかしながら

これも燃焼の基準、管理の基準は既にもつ

適用されておりますので、黒煙が出るとか炎が出

るとかばいじんが出るとかという焼却を行つてい

れば直ちにその基準に違反いたしますので、これ

は速やかにお知らせをいただきたいということを

何度も住民の方にお願いしたこと申し添えてお

きます。

○緒方靖夫君 それでは、五十施設の問題につい

ては報告がまとまった段階でこちらに知らせていた

ただきたいとお願いしておきます。

それで、炉の欠陥を是正するために、昨年一月の新ガイドラインでも周知のような方向が出され

ています。つまり、燃焼室と冷却室を分けるとかあるいは温度の問題等々、詳しく述べませんけれども、そういうことをやらされた。しかしこのことは、問題になつていて、そういうふうに思つておられるからそういう点で必要とあらばそういうふうに問題になつていて、そういうふうなときに、やはり厚生省としてそれは設置者がやるんだという悠長なことを言つていられないと思うんです。ですからそういう点で必要とあらばそういうふうに問題になつていて、そういうふうなときに、やはり厚生省としてそれは設置者がやるんだという悠長なことを言つていられないと思うんです。ですからそういう姿勢でやつていただけますね。

してきましたそこに問題があつたということになるの

じゃないかと思うんですが、その点は率直に認めています。

○政府委員(小野昭雄君) 焚却条件とダイオキシ

ン類の発生の関係等につきましてはここ数年で相

当な知見が固まってきたところでございまして、

御指摘のようにそれ以前の段階ではどういう条件

で発生しやすいか、どういうふうにすれば発生が抑えられるかというのはなかなかわからなかつた、手探りの状態の部分もあつたわけでございま

す。したがいまして、ここ数年の知見に基づいて諸

基準をいろいろ改正したわけでございますが、そ

れに合わないものにつきましては、施設の改良に

関しましては重点的な国庫補助対象といたしま

して対処したいと考えておりますし、それから、も

しも休廃止をして新たなダイオキシン対策の十分

な焼却施設をつくるという場合も重点的な補助

対象といたしまして、いわゆる古い炉は切りかえ

る方向での御援助を申し上げたいということで、

現在そういう対策をとっているところでございま

す。

○緒方靖夫君 今問題になつている炉あるいは

メーター、そういうところでやはり必要に応じて

厚生省が乗り出していくとそういうことが実態をつかむという意味でも必要ではないかと私は思つんで

す。

それで、私が伺うと、結局設置者がやる、設置

者というのは結局市町村だつたりするわけです

し、あるいはまた業者だつたり企業だつたりする

わけですね。原則はそれとしても、やはり目の前に問題がある。例えば三井造船がつくった炉が相次いで問題になつていて、そういうふうなときに、やは

○政府委員(小野昭雄君)　いわゆる一般廃棄物の処理につきましては、その責任主体はあくまでも市町村でございます。しかしながら、市町村がみずから行うか、あるいは業者にその管理を委託するか、これはまた市町村の判断でございます。

実はそこに問題があるわけですから、その辺は実態を調べまして、また厚生省その他関連の官庁とも相談しながらそれに対応しての対応というのはできるだけ早急に進めてまいりたいと考えております。

ロスチエックの一つのやり方としてやっておるわけでござります。
「こういうやり方も……」
○委員長(闇根則之君) 政府委員に申し上げます。時間が来ておりますので簡潔に答弁してください。
○政府委員(野村謙君) サラに進めてまいりました、そのように考えております。
○國務大臣(大木浩君) 今政府委員からも御説明下さい。

思うんです。
そういう点で、最後に長官にそのお考え、そういう問題にどう対処するのかということをお尋ねして質問を終わらたいと思います。

○國務大臣(大木浩君) 今政府委員からも御説明申し上げましたので、一応現状はそのとおりだと思います。

○政府委員野村康君）まず、事務的に私からお

答えてさせていただきたいと思います。
御指摘もございましたように、今ダイオキシンを同じ对象で「一万分の一」とかそういう誤差が出るというのはやうぱりどこか間違いというか問題

の測定については地方自治体でできるといふのが政
があると思いますので、なぜそういうことが出る

令指定都市も合わせまして八自治体ぐらいしかない。ですから、ほとんどにつきましては民間の信かといふ」とについては調査したいと思っております。

頼できる検査機関にお願いをしているというのが
○荒木清寛君 私は、ポリカーボネート製など環

実態でございます。そういうこともありまして、弘前市の方で日本をめぐらすの御正がござるよう

な体制を組まなきやならぬということで、それに
まず、学校給食の食器の材質の内訳につきまし

で、小学校、中学校を合計した数字で結構ですか
う用賃占領、ます。

それから、信頼性の方の問題でござりますけれども、御幸合に願ひます。

ども、確かに微量分析を必要とするわけではございません。食器具の材質との状況でござります。

か 平成六年度は私どもが全国の学校給食を実施しております公立小中学校を対象としまして実施

けでござります。

これまで私ども大気についての測定マニアで、それから土壤についてもできておりますが、これまでも学校三万一千五百五校でございます。

そのマニュアルの中で、標準的な検体のとり方で
しては、ポリプロピレン、これが一万二千九百五

ありますとか測定の方法等についてマニュアルの中こ盛り込みましてそれを間和徹底させておりま
士校、四一・五%、アルマイトが一万百七校
三一・四%、メラミンが五十一百三十九校、一八

中は風が吹く音で、それと同時に風が吹いておられる音が聞こえます。同時に話のございましたクロスチェックに%、ボリカーボネットは五千三百四十校、一六・

つきましても、これは隨時というとございま
ハ%，それからステンレスが三千四百六十二校、
一一一、一六、同数器三千百二十一校、一〇・〇

すので必要は応じてどうぞ」とてござりますけれども、複数の検査機関がかかるわるような場合には

標準検体を環境庁の方から送りまして、複数の検査機関で測定して、三校、六・一%、主なものは以上のとおりとなつた。

査機関でどのぐらい違うかというようなことをクリアするところです。

○国務大臣(大木浩君) 政難の折ではありますけれども、どういう構えで臨まれるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(大木浩君) 先ほどから同じような答弁を繰り返しておりますが、私はごみ処理の問題でいうのは法令上の空白地域という部分もあるし、それから実態として例えば県だと市町村がある責任持つてやるんだとなっておりましても、実質的にそれをきちっとやるだけの能力がない。

定マニュアルは示されども、しかしそれ以上のものはないということなんです。そうすると、その能力、これが非常に大きな問題になると思います。

ですから、その点で、一つは民間任せでいいのか、これがあります。必要なチェックあるいはどういう仕事をできる力を持っているのか、これを役所としてもきちっと持つ必要があるんじゃないかということ。

そのマニュアルの中で、標準的な検体のとり方でありますとか測定の方針等についてマニュアルの中に盛り込みましてそれを周知徹底させておりまます。同時にお話をございましたクロスチェックにつきましても、これは隨時ということですございますので必要に応じてということですございますけれども、複数の検査機関がかかわる場合には標準検体を環境庁の方から送りまして、複数の検査機関でどのぐらい違うかというようなこともクレ

しては、ボリューボリビレン、「これが一万一千九百五十二校、四一・五%、アルマイトが一万百七校、三一・四%、メラミンが五千六百三十六校、一八%、ポリカーボネートは五千一百四十校、二六・八%、それからステンレスが三千四百六十二校、一一・一%、陶磁器が三千百一十一校、一〇・〇%、それから耐熱強化ガラス、これが千三百九十三校、六・一%、主なものは以上のとおりとなつておるといふでござります。

○荒木清宣君　いわゆる環境ホルモンに関連しましてボリカーボネット、ボリプロビレン、メラミンの材質の食器を使っている学校が七六・三%ということになりますかと思います。

現在、各市町村におきましてこのボリカーボネート製の給食食器の扱いに悩んでいるわけであります。四月八日の夕刊によりますと、久喜市、横浜市が独自の調査を行い、大分市は導入を見合わせ、蓮田市は廃止を検討しているという報道でございます。一方で、三月二十八日の夕刊によるところ、文部省の見解としては、「危険性が明らかになればすぐに対応するが、環境ホルモン問題は現在は仮説の段階だと認識している」という見解だと、そういう報道なんです。

とで、今回の補正にも予算が計上されると聞いております。しかし、欧米から比べますと数年間この問題の対応はおくれていると言われているわけです。

そういう中で、文部省と厚生省の認識というの
は産業界への影響をちょっと重視し過ぎているん
ではないか。そういう意味で、学校給食の食器の
材質、この取り組みについてもう少し前向きな対
応をした方がいいんではないか。もっと端的に言
いますと、今言われているような環境ホルモンが
関係するような材質は使うべきではない、こうい
うふうにきちんと指示をすべきじゃないんでしょ
うか。文部省にお尋ねします。

○説明員(佐々木順司君) 私どもは、食器の安全性につきましては食品衛生法におきまして基準が定められておるというふうに承知をいたしております。現在学校で使われております食器はこ

ういう安全性が満たされたものというふうな認識をしているところでございます。

この点につきましては、私ども必要に応じまして厚生省さんともいろいろお話をさせていただきしております。私どもがいただいております話では、厚生省さんの方では専門家の御意見もお聞きして検討した結果、現段階における知見においては使用禁止等の措置を講ずる必要はないという御見解だというふうに承知しているところでございます。

て、むしろこういう陶磁器を初めとしましてもうと天然の原材料を使ったものを給食に用いていくよう、文部省としても政府としても今後この行政の対応を考えていくべきだと思うんですが、こ

○説明員(佐々木順司君) 委員御指摘ございました陶機器でございますが、これは強化磁器も含めた数字でございますので必ずしも適当でないかもしれません、先ほど申し上げましたように平成六年度では一〇〇%の学校で使われております。これは、例えば昭和六十二年でござりますと百四十九校、〇・四%でございまして、シェアとしてはかなり急激に伸びているという分野であろうかと思ひます。

○國務大臣(大木浩君) 昨年、マイアミの方の会合におきまして、特に子供を対象として十分考え方やいかぬという議論が出たということはそのとおりでございますし、先般ロンドンでG-8の環境大臣会議が行われました場でも再度その問題が出てまいりました。

ということで、今後も引き続き十分注意したいことでありまして、やはりいろんな化学物質の影響というものが子供とか、それからあえて言えば胎児も実は非常に問題があるのですけれども、その辺の成人とは別のまた子供対策というのを十分に注意して考えなきいかぬということは、私どもそういうふうに認識をしておりますので、それを頭に入れながら今後のいろいろな対策

○荒木清亮君 そこで文部省にお尋ねをしますが、政府は一年かけてこの環境ホルモン問題についてはデータを収集して影響を調査するといふことを進めたいと考えております。

府県でも強い関心を持っているところでございまして、私どもいたしましては、現時点では必要な情報を的確に提供するということが重要であるというふうに考えているところでございます。
環境ホルモンにつきましては、先ほど委員御指摘ございましたように、現在、環境庁あるいは厚生省等関係省庁で調査研究が進められるところと承知しておりますので、私どもこういう省庁と連携を密にしながら情報収集しつつ、都道府県等

そこで、私きょうはこういう小皿一枚と小鉢を持ってきたんですけれども、これは陶磁器なんですよ。これは岐阜県の土岐市の陶磁器卸商業協同組合というところがつくっているんですけども、ちょっとこれはもらってきました。普通の陶磁器の三倍の強度なんです。これは学校給食用につかったんですね。しかも、天然の原材料を使っていますから、そういう有害物質の溶出というのは全くないわけなんです。

繰り返しになって恐縮でございますが、私どもいたしましては、どのような材質の食器を用いるかというのはまさに地方公共団体の御判断でございますので、そういう地域の実情等も勘案しながら適切に市町村教育委員会で御判断いただきたいというふうに考えております。

○荒木清亮君 最後に、本件について大臣の所見があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大木浩君) 今は岐阜県のお話がござ

府県でも強い関心を持っているところでございまして、私どもいたしましては、現時点では必要な情報を的確に提供するということが重要であるというふうに考えているところでございます。

環境ホルモンにつきましては、先ほど委員官御指摘ございましたように、現在、環境庁あるいは厚生省等関係省庁で調査研究が進められるところと承知しておりますので、私どもこういう省庁と連携を密にしながら情報を収集しつつ、都道府県等に的確に情報を提供するなど対応してまいりたい

そこで、私きょうはこういう小皿一枚と小鉢を持ってきたんですけれども、これは陶磁器なんです。これは岐阜県の土岐市の陶磁器卸商業協同組合というところがつくっているんですけれども、ちょっとこれはもらってきたんです。普通の陶磁器の三倍の強度なんです。これは学校給食用につかったんですね。しかも、天然の原材料を使っていますから、そういう有害物質の溶出というのは全くないわけなんです。

繰り返しになって恐縮でございますが、私どもいたしましては、どのような材質の食器を用いるかというのはまさに地方公共団体の御判断でございますので、そういう地域の実情等も勘案しながら適切に市町教育委員会で御判断いただきたいというふうに考えております。

○荒木清児君 最後に、本件について大臣の所見があればお伺いしたいと思います。

○国務大臣(大木浩君) 今は岐阜県のお話がございまして、私も隣でございますから大いに岐阜県

○荒木清寛君 各自治体ではこの安全性について
正確な認識はできないですから、やはり適切

側の論理からいえば割れない食器の方がいいんですけど、しかしこれはやっぱり使う子供さんの側に立って考えるべきだと思うんです。そうす

の産業が発展することは望ましいんですが、今も文部省の方からいろいろ御答弁がありましたけれども、こういったものの害というのは、どの程度

な情報の提供は必要だと思うんです。

れば、一層より安全なものを使ってもらわなきゃいけないし、またこういう伝統的な陶器というのは乱暴に扱つたら割れるわけです。そういう中で物を大事にする心ということだって芽生えていくわけでありまして、私は環境ホルモン問題も含め

題です。
ただ、これはなかなかはつきりしないところもございまますから、それはできるだけ文部省の方で
のものをどの程度反復したら本当に健康に害があるというような数値が出てくるかというような問題

もあるいは厚生省あるいは私どもの方できちつとそういうた数値のわかるものを出して、そういう危険度があるならばあるよという前提のもとで、しかしきなり法律で禁止というところまで行かないにしても、それぞれのまた自治体で判断をしていただくという面も含めて、できるだけやっぱり子供の健康が守れるように配慮したいと思います。

○福本潤一君 公明の福本でございます。

今同じく公明の荒木委員から文部省に対し、ボリカーボネット容器からビスフェノールA溶出する疑いありというお話を質疑がありました。もう現在、ボリカーボネットが出てきて、優秀な容器、高級製品に見えるということで七割程度の学校が導入しているということでございます。

公害問題というのは、環境庁が長く扱ってこられました。そして、水俣病、またイタタイタイ病、原因が特定されていないという政府側の見解に基づいてかなり対応がおくれたという現状があります。

今回は、さまざまなお様方から声を聞きまし、報道が大量に今されていますので、うちの孫はひょっとしたら環境ホルモンで生まれなくなるんじゃないかな。子供じゃないんです、もう次の孫の話をしておられるというようなこともあります。

文部省は、学校の焼却炉等に関しては早急に対応されました。非常に素早いということで予算委員会でも若干要められていた記憶がありますが、この容器に関して、疑わしきはやはり使わないといふ原則に基づいてやられた方がいいんじゃないのか、むしろ予防原則に基づいて対応された方がいいんじゃないかということです。荒木委員に引き続きこの問題に回答を求めると思います。

○説明員(佐々木彌司君) 荒木委員に対します御説明とダブルの点がございまして恐縮でございますが、やはり申し上げましたように都道府県あるいは市町村の学校給食担当、この問題につきまして非常に強い関心を持っていらっしゃるところでございます。そこで、私どもといたしましては、関係する

諸情報をできるだけ的確にそういう関係方面に伝えするということが現時点の最大の課題であるというふうに認識しているところでございます。

そこで、四月末に行われました都道府県の学校給食担当者を集めましての会議の席上、私どもはつきましては食品衛生法において基準が定められておりまして、厚生省の御見解は、現時点における知見においては使用禁止等の措置を講ずる必要はないということ。しかし他方、環境ホルモンが人体に与えるメカニズムなどについては科学的に未解明な点も多いということで、政府はこれまでも研究をしてまいりましたし、平成十年度以降大きくその調査研究を拡大するということがなされていること。

これを伝えまして、文部省といたしましては、今後とも関係する環境庁、厚生省等と密接な連携を図りながら情報の収集に努めまして、都道府県教育委員会なりに対しまして必要な情報提供を行っていく考えである。各教育委員会におかれましては、こうした情報あるいはさまざまなか中の動向等を把握しながら適切に対処してほしい旨のお願いをいたしていけるところでございます。

○福本潤一君 さまざまな学校の現場で、この問題に対してどうしたらいいのかというのがなかなかつかはつきりした方針を出していただけないのでどういうような形で、政府の対応の方針、いつもはよく政令、指針を出す省庁がなかなかこれに対しても遅いという逆に陥っているようございます。ぜひとも、疑わしきは適切に早目に対応するという対応を今後図っていただきたいというふうに思っています。

川崎、横浜等の事例について質問しようと思いましたけれども、この問題に関しては今後適切に対応していくだけだよと見守っていきました

いと思います。

続いて文部省に、やはり化学物質、アメリカ、ドイツ等具体的に

被害を受けた国がありますので、そういうところはかなり厳しい対応をダイオキシンに対しても早急にやっていた。ただ、日本は化学兵器という形の問題が戦前がありまして、広島の大久野島等々に残っているという問題がありますけれども、学問として毒性学というのがなかなか分野として確立していない。アメリカ、ドイツ等々はこれが確立しているがゆえにウニの毒から始まっているいろいろ形でさまざまな自然界の毒、またダイオキシンの毒、もう既に日本ではダイオキシンの毒に関しては焼却炉をどうかする以前に、今体内にしましては焼却炉をどうかする以前に、今体内にあります母乳で基準の六、七倍出でるなら体内からいかに適切に排出するか、ある意味では有毒物質を体内に取り込んだときにどう排出するかということも含めて研究しなければいけない段階に来ていると思います。

今、文部省で掌握しておられる日本の毒物学分野の研究、どのような状態か教えていただければと思います。

○説明員(磯田文雄君) 毒性学につきましては、従来は農薬汚染を始めとする環境保全の一環として農学部等において行われてきたわけですが、近年、委員御指摘のようにさまざまなお研究者の方々、例えば医学、生物学、化学、環境学などの方々がこの分野に関心を持ち始めたというところでございます。御指摘のような一つの体系といふものについては、これからまだ柔軟に先生方に御検討いただくという段階ではないかと思っておりまして、私どもといたしましては、多くの先生方の御参加を得ることによってこの研究分野が推進されていくよう支援してまいりたいというふうに考えております。

例えば、科学研究費等さまざまな研究費がございますが、そういうものを重点的に支援することによって研究者の参画あるいは研究者の方々の一つの研究体系の発展に御支援できればというふうに考えているところでございます。

○福本潤一君 私も何人かこの分野の日本で数少ない学者に会つてみると、今まで国立大学は割

と科研費が当たるんだけれども、ほとんど一回も学者になって当たっていない教授がいたり、かなりわびしい思いをしておられる人が多いようです。そこで、こういう分野、ほかの省庁はかなり予算を補正でつけておるようでございますが、文部省は今回どの程度つけておられるのか、その点をお願いします。

○説明員(磯田文雄君) 十年度の補正予算におきまして、愛媛大学に環境汚染物質総合分析システムというものを整備させていただくということでお願いしておりますし、それから名古屋大学の難處理人工物研究センターに難處理人工物構造解析システム、あるいは高知大学の農学部でございますが汚染物質追跡計測システム、こういうものを計上させていただいております。

また、これは当初予算でございますが、未来開拓事業としまして、この重点的な研究を阪大の医学部の先生にお願いしているところでございます。

○福本潤一君 私が特別要望したわけがないのに、さまざまなお予算がついておるということを確認させていただきました。今後も一つのボリカーボネット容器等々の予算もまた焼却炉と同様づくらなければならない事態も来ると思いますので、そのときはまた早急な対応を学問分野とともにようろしくお願いしたいと思います。

○福本潤一君 私が特別要望したわけがないのに、さまざまなお予算がついておるということを確認させていただいた限り、その後も一つのボリカーボネット容器等々の予算もまた焼却炉と同様づくらなければならない事態も来ると思いますので、そのときはまた早急な対応を学問分野とともにようろしくお願いしたいと思います。

公明のダイオキシン対策本部がさまざま質疑をさせていただいたり、要望陳情した中に奥様方が、ダイオキシンの発生する源である塩化ビニール製品、例えばラップでも十二種類ぐらいあって塩化ビニール製品これじゃいけないというので環境を考えて四製品だけはポリエチレンに変えたとか、ただ逆に使い勝手は非常に悪くなつたというような話を現場の企業の方からも聞いたりします。

そのときに、燃やすと危険シールというのをこれまで要望していたのですけれども、これは案外思つた以上に進まないなという現状がわかりま

して、産業界の何らかの関係があるのかなと想像

に考えております。

はしております。私が最近考えますのに、むしろこれはポリエチレンやなんかを、例えばさまざまな食品を買いに行ったときに、ポリエチレンにしたら安全だということになれば、焼却しても安全とか、逆にこれは環境に配慮して燃やしてもいい製品に変えましたよとかいうところにむしろシールを張るという形でやれば、これは奥さん方にもはつきりわかるわけです。これだと非常にいい製品だ、焼いてもいいというシールを今回この委員会で要望したいなと思っておりますが、どうで

しょうか。

○説明員(西田徹雄君)

お答えいたします。

塩化ビニール製品とダイオキシンの発生について、今御指摘のようにダイオキシン発生の原因になるのではないか、逆にそうではないものについて安全マークをという御指摘でございます。

これまで何度も何度か御説明があつたかと思いますけれども、塩化ビニール製品とダイオキシンの発生関係について必ずしもまだ関係が科学的に解明できていないということで、私どもも引き続きこの解説に努力しているということございますけれども、そのダイオキシンの大部分がごみの焼却により出てくるということことでござりますので、であります。ただその発生を抑制するという観点から適切な焼却処理を行ふ、あるいはリサイクルによって焼却ごみの減量化を進めていくということを中心と考えて今対応を進めているところでございま

す。

御指摘の表示に関しましては、どれがよくてどちらが悪いのかというのが科学的になかなか判断ができないということです。同時にダイオキシンの発生源とされる一つの要素になります塩素の方が塩化ビニールの中にも確かに含まれてございますけれども、同時にごみの中にも広範に存在するということで、科学的にいろいろな試験をやりながらその関係の解説に努めているところでございますけれども、どれだけの効果があるかというのをよく見きわめる必要があるというふう

に考えております。

いずれにいたしましても、排出抑制対策を総合

的につけていくという観点からどういうようなや

い方がいいのか、今後とも引き続きさまざま

な

安全だということになれば、焼却しても安全とか、逆にこれは環境に配慮して燃やしてもいい

製品に変えましたよとかいうところにむしろシールを張るという形でやれば、これは奥さん方にもはつきりわかるわけです。これだと非常にいい製品だ、焼いてもいいというシールを今回この委員会で要望したいなと思っておりますが、どうで

しょうか。

○説明員(西田徹雄君)

お答えいたします。

塩化ビニール製品とダイオキシンの発生について、今御指摘のようにダイオキシン発生の原因になるのではないか、逆にそうではないものについて安全マークをという御指摘でございます。

これまで何度も何度か御説明があつたかと思いますけれども、塩化ビニール製品とダイオキシンの発生

関係について必ずしもまだ関係が科学的に解明できていないということで、私どもも引き続きこの解説に努力しているということです。ただその発生を抑制するという観点から適切な焼却処理を行ふ、あるいはリサイクルによって焼却ごみの減量化を進めていくということを中心と考えて今対応を進めているところでございま

す。

御指摘の表示に関しましては、どれがよくてどちらが悪いのかというのが科学的になかなか判断ができないということです。同時にダイオキシンの発生源とされる一つの要素になります塩

素の方が塩化ビニールの中にも確かに含まれてございますけれども、同時にごみの中にも広範に存

在するということで、科学的にいろいろな試験をやりながらその関係の解説に努めているところでございますけれども、どれだけの効果があるかというのをよく見きわめる必要があるというふう

です。

塩化ビニールの中にも確かに含まれてございま

す。

ども、大学生でもわかります。そういうのをそぞろに見ていました。

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

わけではありませんが、その結果について報告した

奈川県にお願いしまして、物質が百七十八化学物質について千八百の事業所に依頼いたしまして報告をさせていただいた結果、物質の中で大気に入れるものが約九八%程度ありました。それから、それ以外に水、土壤の方へと流れているものが二%でございましたというのが報告でございまし

バイロットの結果の出し方というか、推計をしていかないといけないので、その推計というのが具体的に精度を持つのかどうか。それからもう一つは、行政側がどのくらい負担を負うのか。それからもう一つは、事業者側が大変な負担を負うだろう。その負担の程度をどのくらい見ていいかなど、その具体的な表現できるのかという三つの観点を持ったものでございます。

ですから、これがすべてが今回の結果をあらわすわけではなくて、先ほど言った三つの点をねらった形でのバイロット事業。できれば早いうちに、先ほど大臣が申されているように未然防止の観点からこの制度が導入されることによって、より具体的な対策へつながればよろしいかという気持ちを持ってているバイロット事業でございます。

○泉信也君 大変意欲的な取り組みをなさうと

しておられることを評価したいと思います。この新聞記事の中に、わずかな部分ですが、自動車と船からの排ガスを見ると、ベンゼン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、こういう発がん性物質が含まれておるということが報せられておりますが、このことに限って何か御報告いただくことがござりますか。

○政府委員(野村謙君) 環境庁が先日発表したパリオット事業の中身について、特に車との関係で申し上げますと、一部その報道には誤りもあるわけでございますが、車からベンゼンなりアセトアルデヒドなりホルムアルデヒド、これは有害物質ということでは私も認識しておるわけでございます。発がん性という観点から申し上げますと、ベンゼンは比較的はつきりしているわけでございますが、アセトアルデヒドとホルムアルデヒドは疑わしい物質という性格づけが国際的な評価になつておるわけでございます。

私どもは、そういう意味では、こういう有害物質が車から出るということについては認識をしておりましたけれども、地域としてどのくらい量的に排出されているかというようなことで試算をいたしたというのは今回が初めてでございます。

○泉信也君 まだ調査そして分析も續についたばかりのようでございますので、この件についてこれまで以上お尋ねをすることは、また次回に譲りたいと思いますが、欧米でもこういう情報を公表する、また請求があればお答えをするという仕組みがとられておるようでございます。こういう物質がどういうふうに人体に影響を及ぼすかというのことは大変不明確な部分がまだ多々あるのではないかとも思いますので、ぜひ環境庁が考えておられるような情報を公開する、そういう姿勢を続けていただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

次に、ディーゼル車の排ガス規制についてお尋ねをしたいと思います。

これは、過去平成五年から六年、そしてさらに

九年から十一年ですか、二段階の規制強化が予定

○政府委員(野村謙君) 御指摘もございましたけれども、ディーゼル車につきましては平成元年の中央公害対策審議会の答申で短期目標と長期目標というものが示されておりまして、この二段階の規制強化を現在実施しておりますところございます。これまでの規制強化によりまして、ディーゼル自動車一台当たりでございますけれども、強化前に比較をいたしまして、窒素酸化物で申し上げますと約三割から六割、これは車種によって程度の差があるわけございますが、削減が期待できる。それから、粒子状物質の排出レベルについても六割以上が削減できるというように私ども考えているわけでございます。

そこで、現状から申し上げますと、まだまだディーゼル車については規制強化を図らなきならないということで、御指摘もございましたが、現在、中央環境審議会の大気部会でさらなる規制強化の議論を専門家の先生方に聞いておるわけでございます。

現在までの状況をちょっと申し上げますと、国内のメーカーから現在ディーゼル車につきましてどれだけ技術的に削減できるかというヒアリングがありますとかそれから海外のメーカー、これは輸入車も当然ディーゼル車についても入ってまいりますので、海外メーカーからもそのあたりのヒアリングをいたしたいということできこれから考えているわけでございます。

私ども、早く規制強化をしなければならないという観点から、年内には御答申をいただきたいとふうに考えておるところでございます。

○泉健也君 いろいろやっていたいしている割には環境基準の達成状況が余り改善されていないというふうにも伺つておるわけではございますが、

これはそういう浮遊粒子状物質の生成機構みたい

○政府委員(野村謙君) お話をございましたけれども、単体の許容限度につきましてはこれまで規制強化を図ってきておるわけでござりますけれども、これが窒素酸化物なり浮遊粒子状物質の環境基準、特に道路沿道とのかかわりで申し上げますと、依然としてこの基準の達成度は極めて低いという現況にあるわけでござります。

その大きな理由としては、もう委員よく御承知かと思ひますけれども、今申し上げたのは単体当たりの許容限度の話でございますが、自動車の交通量からいいますと、これは若干数字で申し上げますと、昭和四十六年と平成六年を比較いたしまして、四倍になつておる。それから、ガソリン車で言つて約二倍、それからディーゼルといいますとか軽油で言つては約三倍ぐらいふえているということですが、これは全体を推計いたしておりますと、交通量で、これは全体を推計いたしておりますと、一・四倍になつておる。それから、ガソリンとして、一つは一台当たりの排ガスの許容限度を厳しくしていくことと、もう一つはやはり交通量対策が主たるものにならざるを得ないわけでございます。

交通量対策としては、物流でありますとか人流についてできるだけ少なくなるような合理的なシステムをつくるとか、あるいは交通システムにつきましても、これは関係省庁との連携をしておりますけれども、バイパスの整備でありますとか、交通規制とかそういうようなソフトの対策も含めまして交通量対策をこれまでも進めてきております。今後もこれに力を入れていかなければならぬというように考えておるところでございます。

○泉信也君 確かに交通量がふえておるというようないとも、あるいは渋滞がそういう余分な排気ガスを排出することになつておるというようなこ

そこで、排気ガスを減らすために、車体、自動

車の構造そのものと申しましようか、直噴式だと
かなんとかいろいろな技術が進歩していくと思いま
すが、燃料そのものの改善というか、品質対策に
大変意味があるのでないかというふうに思いま
す。環境局としては、この点については通産省と
かそういうところとのタイアップも必要かと思いま
すが、どんなふうに取り組まれる御予定でしょ
うか。

○政府委員(野村謙君) 私どもガスの関係の規制だけではなくて、環境保全の立場から、燃料につきましてもやはり品質改善ということを考えていかなきやならぬということは御指摘のとおりでござります。

これまで、特にディーゼル自動車について申し上げますと、平成元年の中央公害对策審議会の答申におきまして軽油中の硫黄分を低減するよう指摘されておりまして、これも一段階に分けて行つたわけでございますが、平成四年は〇・二%でございまして、平成九年は〇・〇五%に硫黄分を削減する。硫黄分を削減いたしますと、直接的には SO_x 、硫黄酸化物の削減につながる問題でもありますし、それから間接的には NO_x の削減にもあります。それで、そういうことで私どもこの硫黄分の削減については燃料においてこれまでも行ってきているわけでございます。

それから、先ほど申しましたように現在部会で御議論いただいているわけでござりますが、一般にディーゼル車の場合には触媒がなかなか原理的に使えないということですござりますけれども、新しい技術のもとにおいてはこれが使えるような領域も出てきておるわけでござります。ただ、硫黄分が、これがあるとそれが障害になるということをさりますので、私どもとしてはさらにこの燃料中の硫黄分、先ほど申し上げたように〇・〇五%にしておりますが、これをさらに削減しなければならない、そのように考へておるわけでござります。

○衆信也君 硫黄分を取り除くというのは大変効果的な、また必須の施策だというふうに思います。
そこで、海外はどういう状況の仕組みを考えておられるのか。どの程度の硫黄分の削減を目標にして取り組んでおられるかというようなことはわざりりますでしょうか。

○政府委員(野村謙君) 私ども、特にヨーロッパについての情報を入手しているわけでござりますが、現在ヨーロッパにおきましてはディーゼル車について〇・〇五%といふことでございますが、これを一〇〇五年にはさらに十分の一まで硫黄分を削減する計画があるというよう聞いておるところでございます。

○東信也君 恐らく燃料の改善、それから自動車の構造上の技術の進歩という中で、その時点時点でのベストミックスみたいなものがあるのだと思います。ですから、それぞれが努力をしていただかなきやならぬと思いますが、なお税制上のインセンティブを与えるとか、先ほどおっしゃったような流通上の新しい対策を取り入れるとか、かなり総合的な取り組みが必要だと思います。

はせひこの排ガスが少なくなるような取り組みの方、そしてそのことが自動車の価格に大きな影響を与えないような考慮を出していただきたい。きょうはこの一般質疑の入り口でござりますので

この程度で終えさせていただきますが、今御答弁をいただきましたこと踏まえまして、これからまた委員会で議論をさせていただきたいと思います。

○山崎力君 改革クラブの山崎でござります。
今いろいろな先生方から、主に環境ホールモンと
ダイオキシンについての質問がなされてまいりました
した。その辺のことについて、またなるべく重
ならないような形で質問させていただきます。
まず、ダイオキシンから入りたいのですけれど
も、その基本認識をどう持つのかということを改
終わります。

めてここでちょっとお伺いしたいと思います。問題の所在はここにあるんだと。要するに、母乳にあるのか、土壤の汚染なのか、あるいは空気中にあるとかがんの原因になるとか、こういうふうに言つておるわけです。

環境庁としては、このダイオキシン問題、存在するのを悪いと思い込んでいる部分があるんですねけれども、本当にこういうことがあるからこれは存在を許してはいけないんだと、ある一定程度のレベル以下に下げにやいかぬのだという基本的なところはどうお考えでございましょうか。

キシンに対する認識ですが、動物実験の結果によると、強い発がん性、催奇性、生殖毒性等多様な毒性を示す。なお、WHOも発がん性に関して完全に認めるという立場に変わってきたということを踏まえれば、当然ダイオキシンは動物実験以外に人体にも影響を与えるものと認識すべきものと考えております。そして、ダイオキシンは環境で分解しにくいということがまず一つと、それで分担責任者がそのために大変高い」という問題があつた

で、一度蓄積されると将来にわたって問題を残す
というふうに考えております。
そういう人の健康の未然防止という観点に立て
ば、大臣が先ほどから申されているとおり前もつ

た形でどういう対策が立てられるのか。では、その対策をとる前に何をもって知るのかということになりますが、やはり動物等で観察されていることは人に対しても起こり得るという立場で物を考え

えるべきではないかというふうに思つておりま
す。そのため、現在あるダイオキシンの量をこれ
以上ふやさないためにどうするのかというふうに
考えておりまして、その実態把握をしたわけでござ
います。それで、研究会の報告では、現在の状
況をこれ以上悪くしては問題が起つてくる可能
性が多いとしております。ですから、早急にその

対策をとるようなどいうのが研究会からの報告でござります。

そしてその第一番目は、まず大気への排出が大変大きいということを考えまして、大気汚染防止法施行令の改正というものを含めてダイオキシンの発生抑制をするということございまして、それによって五年以内に約九割減少するという計算

をしながらその対策を中心的に動いている。しかし、それ以外にもまだ起つる可能性があるので、フォローを続けながら、減らないときにはまた問題点を指摘しながら対策を立てていくことを考えていくというふうに思っています。

を頭に置くためにも、この融資制度を含めながらいかにこれを進めていくかということに注意を払っていく必要があると思っておりまして、もうはっきり申しまして、これ以上ダイオキシンはふやしたくない、そのためあらゆる手だてを講じてまいりたいと考えて、関係省庁と連絡をとつて進めてまいりたいというふうに思っています。

要するに、今のお話ですが、人間の体内にどの程度ダイオキシンがあるのかということを前提にして、人間の体内に取り込まれなければいい、外界というか外にありますても。ところが、その

ところの部分の説明がなされていない。
それからもう一点言わせていただければ、これ
以上ふやしたくないと言うのなら、まさに「プラス
ゼロの世界」で、それをできるだけ早くやらなきや

いかぬということになれば、五年計画で九割削減だなんといふのはある意味においては言葉の矛盾でございまして、今出ている排出量をこれ以上ふやしたくないのか、現実に日本に存在するダイオキシンの量をこれ以上ふやしたくないのか、これほどぢらなんですか。

以上排出をしていって環境中の量をふやしたくないという気持ちでございます。

○山崎力君 そうであるならば、先ほどどの意見ということからいえば、私は非常に不十分であると言わざるを得ないのが現状ではないかと思うわけでございます。

その点で、本当に産業界に対する要請というのも、これも先ほどのあれで言えば塩ビをどうするんだということから始まって、その辺の対策を具体的に打ち出してそれに金を使う方が、むしろいろいろな研究とかそういうことをするよりも先決じゃないかなという気さえするわけです。これは環境庁の所管ではない可能性があるのですけれども、全体の環境行政のことからいえば、とにかく今ある塩化ビニールの製品を回収して取りかかる、その費用は国で持つとした方が将来のダイオキシン発生に対しては私はむしろその方が効果的ではないかと思うわけでございます。

それで、その次の問題として、このダイオキシン、全国的に調査なされる、対応策も考えているいろいろデータも出しているということなんですが、これをどの程度の精度でどの程度の機関がどの程度の費用でしっかりとデータを出していいのかといふことが専門家以外の国民にはわかっていない。ただ、いろんなところが調べているんですね。信用しましよう、こういうことになっているわけですけれども、環境庁が直接調べることもあるでしょうし、大学あるいはその他の民間の研究機関、私立大学等の研究所、いろいろなところでこれはできると思っているんですが、その辺の我が国の体制というのはどうなっておりますでしょうか。

○説明員(廣瀬省君) 先ほどもダイオキシンの測定にかかる精度ということで、国民に信頼されるようなやり方をしなさいという意見が出ました。先生からも同じでございますが、具體的にこれが事業を行うことによって一番心配するところでも、もし本当にその辺のところのデータが正しいといいますか正確なものであるならば、それは先生と同じでございます。そのためにつづけるかということになります

と、具体的に大気汚染マニュアル測定方法、いろ

んな意味でダイオキシンとか含めて持っているん

ですが、これが具体的に事業者とどういう関係で結ばれるか、確認作業をどうするかということを

しておりますが、これは先生、「重試験法とか

いろんな形であります、機械の性能について必ず

測定をした数値を出します。その精度を見て測定

値と合わせていくという形になりますから、当然お願いするときにはそういうやり方で行う。それから、このマニュアルと合わせて相手の業者と話し合って決めるというやり方で、逐一精度管理をし合って決めるというやり方で、逐一精度管理をしました上で今回のお金が入りました一齊調査はそうしてまいりたい。

それによつて、今先生のおっしゃられている精度管理も含めて今回出す日本全国のダイオキシンの濃度ということについては信頼の得られる体制をますますつくりたい。それを基本にしながら各市町村の関係者が議論していくべき過程の中で今回は

十程度あるというふうに思つております。

そして、先ほど申し立てるマニュアルを通じてきちんとやるべき体制があるかどうかということに関しては、私の方で入れをしていく過程の中で今回は

全部チェックできるというふうに思つております。その時点での五十の機関に希望していただければ、当然僕らの方のチェックにかかるということになるかと思つております。

そして、値段については、一般競争入札的な形、要するに試験研究機関の数がある程度決まれば、その範囲内で一般競争入札をしていだ

すが、その対応策の前提となる基礎データ、調査

研究というものが、法律の関係で言うとおかしい表現になるかもしれませんけれども、証拠として

相当たる手続をとられた証拠になつていかない、法

廷用語で言いますとそういう感じがするわけで

ます。ようやく今のお話でちゃんと決まりました、今度一齊にやるんですけど」ということが言われてきた

と思うんです。

それで、今の御答弁にはありませんでしたけれども、これが出来ますとそれぞれのところで、それ

では我々のところは大丈夫なのかという話が絶対出てくるわけです。そのときに、町村単位でもあ

るいは市町村単位でもあるいはもと狭い地区的

ところでも、もし本当にその辺のところのデータが正しいといいますか正確なものであるならば、それは先生の心あるといいますか、自治体なり

あるいは民間団体なり、そういったものがちゃんと

わゆるマニュアルのつとつたことをやる費用、そういうものを受け付けてくれる、そういうものを受け付けてくれる、やりたいというところが出てく

るときには、それがきちっとした適正なコストであります。その点のフォローを国としてもよろしく

たいんです。

どの程度の数のものがあつて、それはどの程度

の費用で一般からの自治体とかそういうものか

の費用で、その点の費用でありますか、調査の問題

としたところで、自分のところも網にかからなかつたけれども、やりたいというところが出てく

るときには、それがきちっとした適正なコストであります。その点の費用でありますか、調査の問題

の費用で、その点の費用でありますか、調査の問題

れども、これは極めて重要なこれから課題でございます。そういう意味で、先ほども話題になりましたが、それましたけれども、各種のそういうた安全基準の再調査、いわゆる環境ホルモンに関する安全基準というものの再調査といいますか再点検がござります。そこで各省庁いろいろな連係プレーをやる体制をとっておりますということなんですが、その辺についてごく簡単に結構でございますから、現状を教えていただければと思います。

○説明員(廣瀬和喜君) 先生のおっしゃられる、一番気にしていることは複合汚染でございます。つまり、長期の期間で一兆分の一という単位の微量の問題を扱うときに、そしてホルモンというようなもので、ホルモンの量も約一兆分の一程度のホルモン量で動くという、体の中で作用をするわけございます。

そういう意味でいきますと、何かほかの物質とちょっと重なるととんでもない大変な動きをするんだろうというのも研究者からの報告でございまして、少なくともその面を含めた研究体制をとる。平成九年度の中で具体的に複合的に環境のものをとつて、それを動物に与えて変化が起こるのかどうかというような見方も、幾つかそういう手法をとってやってきているんですが、複合として出てくるのではなくて、一つ問題が出たということがございまして、複合汚染かと思ったんですが、これはやっぱり単体の汚染でございました。そういうふうになつて、少くとも今そういう技術を開発して、環境中から複合的にとつて、その複合的なものを動物に食べさせたり何かをして具体的な変化を見ていくという作業は取りかっておりまます。

それから、そのことを含めて今後具体的にどのように持つていけるかというの、研究所が具体的にいろんな提案をし、研究者にいろんなことを情報として流すことによって、複合汚染のところ

方が生物学者のところえ方、医学者のところえ方とか、みんな学者ごとにところえ方がちょっと違ってくると思いますので、その辺を見ながら、もう一度統一して学会を開くことによって、より洗練された研究方法へと発展するというふうに思つてますので、その辺のところを含めて指導してまいりたい、また協力を願ひしてまいりたいというふうに思つています。

○山崎力君 確かに、まさにおっしゃられたとおりでございまして、特に複合汚染の場合の非常に先端的なく微量を相手にする問題であると思いますし、このホルモンの問題というのが極めて難しいのは、これはほつておいてもといいますか、自然界においても内分泌系の異常というものは病気として存在するわけでございます。ただ、それが外的な要因によって、攪乱物質によってその頻度が増すということが言われているわけでござります。

今通常だったら、例えば一万例で一例しかないものが、それが百例になり千例になつたと、だけれどもそのうち一例はもしかしたらもともとあつたかもしれない、この差をどうするんだというこのまさに数字的な確率的な問題がここに存在するということで、單に学術的な問題ではないといふことがあるわけです。そうなつてくると、まさにその辺の対応策ということが、先ほども話がありましたが、いわゆる調査研究、政策立案の官庁から、実に対応策を実施していく役所になつていかなきや、脱皮していくだかなきやならない立場なわけです。

それで、もうそろそろ時間でございますので、最後の私の結論的な問題に行きたいと思うんですが、先ほど最初の小川委員からの「アワー・ストールン・フューチャー」ですか、僕も若干にわざ勉強で読ませていただきました。

もともと生き物というのは、その存在自体で環境を変えることは必然でございまして、ほとんどどの動物は炭酸ガスの排出源でござりますし、植物は逆に酸素を出すということもある、その循環の

群に、もう群を抜くというのはほかと比べものにならないほど環境の変化をもたらしてきた。そして、地球的規模の影響が出てきたというのは、せんだっての環境会議で大臣は身をもって経験されたことになります。

そして、この「アワー・ストールン・フューチャー」の最終章の中でこういう言い方をしておられます。地球には将来の青写真もなければマニアルもついていない。人類は未来へ向けて猛スピードで飛んでいるが、それは無視界飛行にすぎない。有視界飛行でもない。信頼の置けるレーダーシステム、そういったものを開発していないし、目がはっきり見える、要するにずっと見える範囲のものが見えて、有視界でもない。雲の中をかろうじて目を凝らして飛んでいて、何が飛び込んでくるか、山が直前にあつたら衝突するのを避けられないというような状況であります。そういうふうに書かれております。

そういった手探りの中での研究をしていかなきやいかぬのだけれども、手おくれになればまさに入人類滅亡」と言つても大きさではない推論が成り立つ状況でござります。

そういう中で、これから環境行政、国としてほかのそれぞれ背負ったもののある業界とか生활者に対しての指導を各省庁を通じてどうやっていくのか。そして、まさにそういった意味で言えば、現在の我々の豊かな経済システム、社会システム 자체を再検討する必要があるのではないか。そういうふうな点について具体的にこれから省としてどのような方向でやっていくかということを大臣にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(大木浩吉) 確かに、今お話をございましたように環境ホルモンあるいはダイオキシン、ダイオキシンの方はかなりその実情がわかりつつありますけれども、環境ホルモン全般ということになりますと、おっしゃいましたように有視界飛

行かでないといふ状況があると思います。ですから、我々としては、環境行政としてはある程度葉を使わせていただければ確率の問題だと思いますが、かなり確率として大きい問題については、これはやはり対策を進めるということではないかと思います。

そういう意味におきましては、例えばダイオキシンにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、まずは空中に散布しておるダイオキシンというものについてはかなり実情がはつきりしておりますから、これをできるだけ優先的にとめるということがありますし、さらにまた水とか土の中に入っていくもの、これは今度は人体に対する影響ということからいいますと、もしそういうものがあれば非常に直接的になりますから、これもまたそういう意味でのプライオリティーは考えなきやいけない。

それから、環境モルモン全体につきましては、先ほどから言いわけがましいですが、まだなかなか十分な知見は得られておりませんけれども、例えば先ほどからお話をございましたけれども、子供、特に乳幼児とかあるいは胎児は非常にそういうものに対する影響力が大きいのじゃないか、ということがありますから、そういうものはやはり優先的な課題として勉強していくかなきやいかなじやないかといふうに考えております。

○委員長(関根則之君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(関根則之君) 次に、都市計画法の一部を改正する法律案、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案及び国土利用計画法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聽取いたします。建設大臣瓦力君。

○國務大臣(瓦力君) ただいま議題となりました都市計画法の一部を改正する法律案につきまし

て、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、地域の実情に的確に対応した市街地の整備の推進を図るため、特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るために、地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図る等の措置を講ずるものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の多様なニーズに対応し、用途地域の指定を補完してきめ細かな用途制限を実現するため、特別用途地区の類型をあらかじめ法令により限定せず、具体的の都市計画において定めることができるものとしております。

第二に、重要な港湾以外の港湾に係る臨港地区に関する都市計画について、その決定権限を都道府県知事から市町村に変更することとしております。

第三に、市街化調整区域における地区計画の策定対象地域について、小規模な事業が行われる土地の区域及び建築物の建築等が無秩序に行われる土地の区域を追加するとともに、地区計画適合行為を市街化調整区域における開発許可の類型に追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、民間活力による市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、市街地再開発事業における特定事業参加者制度及び優良な再開発事業計画の認定制度の創設を図るとともに、臨時の措置として、一定の都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付

付金の償還期間の延長を行おうとするものであります。

次に、その要旨を御説明いたします。

まず、都市再開発法の改正についてであります。

第一に、現在、人口の集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域について都市計画の市街化区域の整備、開発または保全の方針に定められてい

る都市再開発の方針を、全国の市街化区域の整備開発または保全の方針においても策定するこ

ととしております。

第二に、市街地再開発事業の施行者の負担の軽減及び円滑な事業化を図るために、市街地再開発事業を施行しようとする地方公共団体または公團等は、施行規程において特定事業参加者に関する事項を定め、特定事業参加者から、将来取得することとなる再開発ビルの一部の相当額の負担金を納付させることができるとしております。

第三に、新たな再開発の事業手法といたしまして、再開発事業を実施しようとする者は、再開発事業計画を作成し、都道府県知事の認定を申請す

ることができるとしておりま

す。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、都市開発資金の貸付けに関する法律の改

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願いいたします。

○委員長(関根則之君) 国土庁長官亀井久興君。

○国務大臣(龜井久興君) ただいま議題となりました国土利用計画法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

政府は、昨年一月、新総合土地政策推進要綱を閣議決定し、土地政策の目標を地価抑制から土地の有効利用に転換したことあります。そのため、その実現を図るために、土地を有効に利用しようとするとして、この注視区域においては、大規模な土地の移転が円滑に行われるよう、土地取引の活性化を図ることが重要であります。

また、最近の地価や土地取引の動向等にかかると、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化を図ることが強く求められているところであります。

本法律案は、このような状況にかんがみ、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届け出に関する措置にかえて土地取引後の届け出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届け出を事前とする措置を設けることとするなど、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち権利取得者は契約締結後二週間以内に土地の利用目的、取引の価格等を市町村の長を経由して都道府県知事に届け出なければならないこととしております。

この事後の届け出については、取引価格の審査、勧告等は行わないこととし、都道府県知事は、届け出に係る土地の利用目的に従つた土地利

用が土地利用基本計画その他の公表された土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図る上で著しい支障があると認めるとき

は、その届け出をした者に対し、土地の利用目的

について必要な変更をすべきことを勧告すること

ができるとしております。また、都道府県知

事は、届け出られた土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることができるとしております。

第二に、都道府県知事は、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、または上昇するおそれがあるものとして内閣総理大臣が定める基準に該当し、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を期間を定めて注視区域として指定することができます。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

三案に対する質疑は後日に譲ることとしたま

ります。

○委員長(関根則之君) 以上で三案の趣旨説明の聽取は終わりました。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

○委員長(関根則之君) 以上で三案の趣旨説明の

聽取は終わりました。

三条第一項 第施設建築物の一部等

施設建築敷地又は
施設建築物に関する権利

第八十八条规定による地上権

地上権の目的 借地権

号、第三項及 施設建築物の一部等

施設建築敷地若し
くは施設建築物に
関する権利

二第一項、第

の項を削り、同表第七十三条第一項第十四号の項中「第七十二条第一項第十四号」を「第七十三条第一項第十五号」に改め、同表第七十三条第一項第十七号の項中「第七十三条第一項第十七号」を「第七十三条第一項第十八号」に改める。

第一百十一条の表中

号及び第六号、第七十八条第一条、第四

項、第八十九条、第一百四条

第四十条第一項、第七十三条第一項第

十三号、第十四号及び第四項ただし
書、第七十七条の見出し、同条第一

項、第二項前段及び第四項、第七十九

条第三項、第八十八条第三項、第一百一
条第一項、第一百二条の見出し、第一百八
条の見出し、同条第一項

第五十二条第一項第五号、第三項及び第
四項、第五十六条の二第一項、第五十八

条の二第一項

第四项、第五十六条的第一項、第五十九

条、第一百四条

第七十三条第一項第二号、第四号及び
第六号、第七十八条第一項、第八十九

条、第一百四条

表第七十三条第一項第十四号の項中「第七十三
条第一項第十四号」を「第七十三条第一項第十五
号」に改め、同表第七十三条第一項第十三号及
び第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条
第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第
三項、第八十八条第三項、第一百一条第一項、第
一百三条の見出し、第一百八条の見出し、同条第一
に次の二号を加える。

七 特定事業参加者が譲り受けることとなる
建築施設の部分の明細並びにその特定事業
参加者の氏名又は名称及び住所

第一百十八条の七第二項中「同項第九号」を「同
項第十号」に、同条第三項中「第一項第九号」を
「第一項第十号」に改める。

第一百十八条の八中「おいては、譲受け希望の
申出をした者」の下に「及び特定事業参加者」を
加える。

第一百十八条の九中「同項第九号」を「同項第十
号」に改める。

第一百十八条の十一第一項中「(以下)」を「(特定
事業参加者を除く。以下)」に改める。

第一百十八条の十七中「(う。)」の下に「並びに
号に改める。

第一百十八条の二十四の二第一項中「譲受け
者」の下に「及び特定事業参加者」を加え、同条第三
項に「並びに特定事業参加者」を加え、同条第三
項の表を次のように改める。

第一百十八条の二十四の二第一項中「譲受け
者」の下に「及び特定事業参加者」を加え、「及
び」を「並びに」に改める。

第一百十八条の二十五の二第一項中「除く。」の
下に「並びに特定事業参加者」を加え、同条第三
項の表を次のように改める。

特定事業参加者を加える。
第一百十八条の十八中「譲受け予定者」の下に
「及び特定事業参加者」を加える。

第一百十八条の二十三第一項
建築施設の部分の
価額()

第一百十八条の二十三第一項
建築施設の部分を
管理処分の内容その他

前各号に掲げるもののほか、
施設建築敷地又は施設建築物
に関する権利

第一百十八条の二十三第一項
建築施設の部分を
施設建築敷地又は施設建築物
に関する権利を

第一百十八条の二十三第一項
建築施設の部分を
施設建築敷地又は施設建築物
に関する権利の価額()

第一百十八条の二十三第一項
建築施設の部分を
施設建築敷地又は施設建築物
に関する権利の価額()

第百十八条の二十八第一項中「譲受け予定者」の下に「若しくは特定事業参加者を加える。

第一百四十四条の次に次の二条を加える。

第一百四十四条の二 第百一十九条の六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百四十五条中、第一百四十三条の二「又は前条を「又は第百四十三条の二から前条まで」に改める。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の二章を加える。

第七章 再開発事業の計画の認定

(再開発事業の計画の認定)

第一百一十九条の一 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこ

れに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの(市街地再開発事業を除く。以

下この章において「再開発事業」という)を実施しようとする者は、建設省令で定めるところにより、再開発事業に関する計画(以下この章において「再開発事業計画」という)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

第二 前項の認定(以下この章において「再開発事業計画の認定」という)を申請しようとする者は、あらかじめ、再開発事業計画に關係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該再開発事業計画の実施により設置される公共施設を管理することとなる者その他の政令で定める者と協議しなければならない。

第三 再開発事業計画の認定を申請しようとする者は、その者以外に再開発事業を実施しようとする土地の区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、当該再開発事業計画についてこれらの者の同意を得なければならぬ。ただし、その権利をもつて再開発事業計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この

限りでない。

4 前項の場合において、宅地又は建築物について権利を有する者うち、宅地について所

有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、再開発事業計画の認定を申請することができる。

5 再開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再開発事業を実施する土地の区域(以下この章において「再開発事業区域」という)。

二 再開発事業区域内にある建築物の建築面積、延べ面積、構造方法、主たる用途、建築時期及び敷地面積

三 建築する建築物の建築面積、階級、延べ面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面積

四 整備する公共施設の種類、配置及び規模

五 再開発事業の実施期間

六 再開発事業の資金計画

七 その他建設省令で定める事項

(再開発事業計画の認定基準)

第一百一十九条の二 都道府県知事は、再開発事業計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発事業計画の認定をすることができる。

一 再開発事業区域が第一条の三第一項第二号又は第二項の地区内にあり、次に掲げる条件に該当すること。

イ 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね二分の二以下であること又は当該

計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね二分の一以下であること。

下であること。

(1) 政令で定める耐用年限の三分の一を経過しているもの

(2) 災害その他の理由により(1)に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの

(3) 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下この号及び次号ハにおいて同じ。)の敷地面積に対する割合が、当該再開発事業区域に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以外の都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている場合においては、当該最高限度の割合。次号ハにおいて「基準割合」という。)の三分の一未満であるもの

二 建築する建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、建築面積法第五十三条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合が、当該再開発事業区域に係る都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められていない場合には建設省令で定める数値以下であること。

三 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されていること。

四 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。

五 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

六 再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するため必要となるその他の能力が十分であること。

(再開発事業計画の認定通知)

第一百一十九条の四 都道府県知事は、再開発事業計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

(再開発事業計画の変更)

第一百一十九条の五 再開発事業計画の認定を受けた者(以下この章において「認定事業者」といふ。)は、当該再開発事業計画の認定を受け

口 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

八 建築する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の基準割合に対する割合が、建設省令で定める割合以上であること。

九 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十一 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十二 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十三 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十四 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十五 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十六 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十七 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十八 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

十九 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十一 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十二 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十三 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十四 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十五 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十六 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十七 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十八 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

二十九 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

三十 建築する建築物の建築面積が、建設省令で定める規模以上であること。

た再開発事業計画(以下「」)の章において「認定再開発事業計画」という。の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならぬ。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第三百一十九条の六 都道府県知事は、認定事業者に対し、認定再開発事業計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第一百一十九条の八において同じ。)に係る再開発事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第三百一十九条の七 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた再開発事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第三百一十九条の八 都道府県知事は、認定事業者が認定再開発事業計画に従つて再開発事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(再開発事業計画の認定の取消し)

第三百一十九条の九 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、再開発事業計画の認定を取り消すことができる。

2 第三百一十九条の四の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

8 平成十三年三月三十日までの間における第一条第一項の規定による貸付金のうち同項の第二号の土地(その整備がその周辺の市街地の再開発の促進に資する道路で政令で定めるもの(東京都の特別区の存する区域又は指定都市の区域内にあるものに限る)の区域内の土地に限る。)に係る貸付金についての第二条第三項の規定の適用については、同項中「十年(同条第一項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項若しくは第四項の規定による貸付金にあつては四年)」であるのは、「十二年(六年)」とする。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第一項の規定により貸し付けられている貸付金の償還期間については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三百一十九条の五 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第十項第一号中「第七十三条第一項第十六号」を「第七十三条第一項第十七号」に改める。

国土利用計画法の一部を改正する法律案
国土利用計画法の一部を改正する法律案
国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十一号)

の一部を次のように改正する。

四百二十九条の六を「(都道府県知事は、前条第一項の規定による届出がある場合において、実地の調査を行った場合においては、その届出があるときその他の前項の期間内にその届出をした者に対し第一項の規定による勧告をすることがある。この場合においては、その届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。)

五 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的の移転又は設定後における土地の利用目的の移転又は設定の対価の額(対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額)

六 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額(対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額)

七 前各号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

八 第百一十三条第一項中「各号の一」を「各号のいづれか」に改め、同項第一号中「締結する」を「締結した」に、「土地売買等の契約の当事者の一方又は双方」を「権利取得者」に、「設定をする」を「設定を受ける」に改め、同項第一号中「規制区域」の下に「二十七条の二第一項の規定により指定された注視区域又は第二十七条の六第一項の規定により指定された監視区域」を加え、「土地売買等の契約を締結する」を、「土地売買等の契約を締結した」に改め、同条中第二項を削り、第四項を第三項とす

九 第二十七条の五中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第二項」に、「第二十二条第一項」を「第二十七条の七第一項」において準用する第一項を「第二十七条の六第二項」に、「同条第二項第三号」を「第二十七条の四第一項」に、「同条第二項第三号」を「第二十七条の三第一項の規定により指定された注視区域」を「第二十七条の二第一項の規定により指定された監視区域」に所在する土地について第二十七条の四の見出しを「(監視区域における土地売買等の契約に関する勧告等)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「監視区域に所在す

る」とする。

十 第二十七条の四の見出しを「(監視区域における土地売買等の契約に関する勧告等)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「監視区域に所在す」とする。

において準用する第十七条の四第一項」に、「各号の一」を「各号のいすれか」に改め、「第二十四条第一項の規定にかかるわざ」を削り、同項第一号中「二十四条第一項各号の一」を第二十七条の五第一項各号のいすれかに改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二十五条から第二十七条までの規定並びに第二十七条の五第一項及び第三項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。この場合において、第二十七条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と、第二十七条の五第一項及び第三項中「前条第一項」とあるのは「第十七条の七第一項において準用する第二十七条の四第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の七第一項において準用する第二十七条の四を第二十七条の八とする。
第二十七条の三の見出しを「監視区域における土地に関する権利の移転等の届出」に改め、同条第一項を次のように改める。

第二十七条の四の規定は、監視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「同号イからハまでに規定する面積未満」とあるのは「同号イからハまでに規定する面積に満たない範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で定める面積未満」と、「同号イからハまでに規定する面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則で定められた面積以上」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「第十七条の八第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する第二十七条の五第三項」と読み替えるものとする。

第二十七条の三第二項中「前項の規定により読み替えて適用される第二十二条第一項第一号」を「前項において読み替えて準用する第二十七条の四第一項第一号」に改め、同条を第二十七条の七とする。

第二十七条の二第二項中「監視区域」の下に「指定」を加え、「第二十七条の二第一項」を「第二十

七条の六第一項」に改め、同条第四項中「第二十七条の二第三項」を「第二十七条の六第三項」に改め、同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の次に次の四条を加える。

(助言)

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定による届出があつた場合において、

その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることができる。

(注視区域の指定)
第二十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして内閣総理大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域(第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された区域を除く。)を、期間を定めて、注視区域として指定することができる。

第二十七条の四 注視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者は、第十五条第一項各号に掲げる事項を、総理府令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更(その額を減額する場合を除く。)をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいすれかに該当す

る場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第二十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十一項までの規定は、注視区域の指定について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第二十七条の三第一項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

第二十二条第二項の規定による注視

用する第十二条第十一項と、「指定された区域及び期間その他総理府令で定める事項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「その旨」と読み替えるものとする。

第三項において準用する第十二条第十二項及び前項の規定は、注視区域に係る区域の減少及びその公告について準用する。

6 注視区域の全部又は一部の区域が、第十二条第一項の規定により規制区域として指定された場合又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された場合においては、当該注視区域の指定が解除され、又は当該一部の区域について注視区域に係る区域の減少があつたものとする。この場合においては、第十二条第三項(第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告をもつて注視区域の指定の解除又は区域の減少の公告があつたものとみなす。

(注視区域における土地に関する権利の移転等の届出)
第二十七条の四 注視区域に所在する土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者は、第十五条第一項各号に掲げる事項を、総理府令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

その届出に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額の変更(その額を減額する場合を除く。)をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。

第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいすれかに該当す

る場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第二十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十一項までの規定は、注視区域の指定について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第二十七条の三第一項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

第二十二条第二項の規定による注視

地を含む一團の土地で同号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積以上のものについて土地に関する権利の移転又は設定をすることなる場合を除く。)

二 前号に定めるもののほか、民事調停法による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国等である場合その他政令で定める場合

出をした日から起算して六週間を経過する日まで間、その届出に係る土地売買等の契約を締結してはならない。ただし、次条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けた場合は、この限りでない。

3 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受ける場合は、この限りでない。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受ける場合は、この限りでない。

(注視区域における土地売買等の契約に関する勧告等)

第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項が次の各号のいすれかに該当す

る場合には、あらかじめ、土地利用審査会及び

関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第二十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十一項までの規定は、注視区域の指定について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第二十七条の三第一項」と、「行うものとする」とあるのは「行うことができる」と読み替えるものとする。

第二十二条第二項の規定による注視

地を含む一團の土地で同号イからハまでに規定する都市計画区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合において、その届出に係る土地に関する権利が所有権であるときは、政令で定めるところにより同条の規定による公示価格を規準として算定した所有権の価額)

に照らし、著しく適正を欠くこと)。

二 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合しないこと。

三 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自然環境の保全上、明らかに不適当なものであること。

2 前項の規定による勧告は、前条第一項の規定による届出があつた日から起算して六週間以内にしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を前条第一項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

4 第二十五条から第二十七条までの規定は、第一項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条中「当該土地の利用目的が変更された」とあるのは、「当該土地売買等の契約の締結が中止された」と読み替えるものとする。

第二十八条第一項中「第一二十三条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号ロ中「第二十七条の三第二項」を第二十七条の七第二項に改める。

第二十九条第九項中「第二十七条の二第二項」を「第二十七条の三第二項(同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二十七条の五第一項、第二十七条の六第二項に改める。

第四十一条第一項中「第一二十三条第一項」の下に「第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項

において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十三条第一項第一号を「第二十七条の五第一項第一号」に改める。

第四十七条第一号を削り、同条第二号中「第二十九条第一項」を「第二十三条第一項又は第二十九条第一項に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで土地売買等の契約を締結した者

第四十七条第三号中「第二十三条第一項」の下に「第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十八条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十七条の四第三項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四十九条第一号中「第二十七条の四第一項」を「第二十七条の五第四項、第二十七条の八第二項」に改める。

第五十条中「第二十三条第一項」を「第二十七条の五第三項(第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五十一条中「第二十三条第一項」を「第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項」を「第二十七条の四第一項」に改める。

第五十二条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改め、同条第三項中「第二十三条第一項」を「第二十七条の四第一項」に改める。

第五十三条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第五十四条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第五十五条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第五十六条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第五十七条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第五十八条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第五十九条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第六十条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第六十一条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

第六十二条中「第二十四条第一項」を「第二十七条の八第一項」に改める。

う。)前に改正前の国土利用計画法(以下「旧法」という。)の規定によりされた監視区域の指定並びにその指定、指定の解除及び区域の減少のために行われた手続その他の行為は、それぞれ新法の相当規定によりされたものとみなす。

2 施行日前にされた旧法第二十二条第一項の規定による届出に係る土地売買等の契約については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 お従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法第二十二条第一項の規定による届出に係る土地売買等の契約については、なお従前の例による。

第二十条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一括的推進に関する特別措置法の一部改正)

第六条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一括的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十七条の二第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第六条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一括的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第八条 国会等の移転に関する法律の一部改正

第六条 国会等の移転に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条 大阪湾臨海地域開発整備法の一部改正

第六条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成七年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成七年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成七年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成七年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成七年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成七年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第七条 大阪湾臨海地域開発整備法(平成七年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

十二条の三第四項第八号、第六十五条の四第一項第三号及び第六十五条の十一第一項中「第二十二条第一項」の下に「若しくは第二十七条の四第一項（第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは第二十七条の四第一項を「、第二十七条の五第一項若しくは第二十七条の八第一項」に改める。

平成十年五月十九日印刷

平成十年五月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局